

2017 Year's Report

平成29年度 事業報告書



ドーン財団

（一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団）

目 次

§ 1 一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団 事業概要 3

財団ハイライト	3
財団ピックアップ	4
財団概要・運営	7
広報・PR	12

§ 2 一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団 事業詳細 15

第1 公益目的事業	15
1. 人材育成事業	15
(1) フェミニストカウンセリング専門講座	
(2) グループ・スーパービジョン	
(3) 女性相談に関わる事務局専門スタッフ養成講座	
2. 相談事業	18
(1) 女性弁護士による女性のための法律相談	
3. 啓発事業	19
(1) ワークショップ「東日本大震災に学ぶ～災害と男女共同参画について、今、取組んでおくべきこと～」	
第2 自主事業	20
1. 広報事業	20
(1) はなみずきツアー「出石永楽館歌舞伎」	
(2) 上映会「G i r l R i s i n g ～私が決める、私の未来～」	
2. 研修コーディネート事業	22
(1) 男女共同参画に関する講座・研修コーディネート事業	
3. 企業・団体等を対象とした事業	23
(1) 研修会「内部通報制度と不祥事予防～帝人グループを事例として～」	
(2) ダイバーシティ推進のためのサポートデスク	
4. 共催事業	25
(1) 駐大阪・神戸米国総領事館広報文化部／関西アメリカン・センター共催 国際女性デー2018 記念イベント「#PressforProgress」	
5. 講師派遣・研修・実習受入事業	26
6. 販売事業	28
第3 受託事業	30
1. 国受託事業	30
(1) 内閣府「東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業」	
(2) 内閣府「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」	
(3) 内閣府「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業」	

(4) 内閣府「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」	
2. 大阪府受託事業	36
(1) 大阪府男女共同参画推進のための相談事業等業務【府民文化部】	
(2) 大阪府不妊専門相談センター事業【健康医療部】	
(3) 大阪府における男女共同参画施策に関わる市町村職員のための研修企画・運営業務	【府民文化部】
(4) ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者対応マニュアル改訂等業務	【府民文化部】
(5) ワンストップ相談会への女性相談員派遣	【府民文化部】
3. 東大阪市受託事業	48
(1) 東大阪市立男女共同参画センター（イコラーム）指定管理事業	
4. 他受託事業	49
(1) 他地方自治体受託事業	
(2) 大学受託業務	
第4 はなみずき女性支援センター事業（はなみずき基金充当事業）	52
1. 困難を抱える女性のための事業	52
(1) シングルマザーのためのはなみずきセミナー	
第5 ドーン運営共同体	53
1. 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）指定管理業務	53
§ 3 平成29年度 事業実施一覧	54
§ 4 平成29年度 決算	55
§ 5 参考資料	60
設立趣意書	60
定款	61
一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団のあゆみ	69

§ 1 一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団事業概要

財団ハイライト

- H29 年
- ・内閣府受託事業「東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業」（4月～3月）開始 [P. 30]
- 4 月
- ・内閣府受託事業「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」（4月～3月）開始 [P. 32]
 - ・大阪府（府民文化部）受託事業「大阪府男女共同参画推進のための相談事業等業務」（2年目）開始 [P. 36]
 - ・大阪府（府民文化部）受託事業「ドーンセンター指定管理事業」／ドーン運営共同体による受託（3期・2年目）開始 [P. 53]
 - ・大阪府（健康医療部）受託事業「大阪府不妊専門相談センター事業」（8年目）開始 [P. 40]
 - ・東大阪市受託事業「イコラーム指定管理事業」（2期・4年目）開始 [P. 48]
 - ・「女性弁護士による女性のための法律相談」（4月～3月・計12回）**実施★** [P. 18]
- 5 月
- ・大阪府（府民文化部）受託事業「大阪府における男女共同参画施策に関わる市町村職員のための研修企画・運營業務」（5月～8月・計6回）**実施** [P. 44]
 - ・❖「シングルマザーのためのはなみずきセミナー」（5月～2月・計5回）**実施★** [P. 52]
- 6 月
- ・大阪府（府民文化部）受託事業「DV被害者対応マニュアル改訂等業務」（6月～3月）**実施** [P. 46]
 - ・「女性相談に関わる事務局専門スタッフ養成講座」（6月～9月・計14回）**実施★** [P. 16]
- 7 月
- ・石川県受託事業「DV相談員等育成研修」（7月～9月・計3回）**実施** [P. 50]
 - ・ワークショップ「東日本大震災に学ぶ～災害と男女共同参画について、今、取組んでおくべきこと～」（7月）**実施★** [P. 19]
- 9 月
- ・大阪府（府民文化部）受託事業「第3回 働く女性のためのお悩み相談会」への女性相談員派遣（9月）**実施** [P. 47]
 - ・近畿大学受託事業「キャリアサポートセミナー」（9月～2月・計6回）**実施** [P. 51]
 - ・研修会「内部通報制度と不祥事予防 ～帝人グループを事例として～」（9月）**実施★** [P. 23]
 - ・上映会「G i r l R i s i n g ～私が決める、私の未来～」（9月）**実施★** [P. 21]
- 10 月
- ・内閣府受託事業「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業」（10月～3月）開始 [P. 34]
 - ・内閣府受託事業「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」（10月～3月）開始 [P. 35]
 - ・三重県伊賀市受託事業「男女共同参画講座」（10月～3月・計5回）**実施** [P. 49]
 - ・大阪学院大学・短期大学受託事業「人権教育講座」（10月・計4回）**実施** [P. 51]
- 11 月
- ・泉大津市受託事業「男女共同参画啓発講座」（11月～12月・計2回）**実施** [P. 50]
 - ・「フェミニストカウンセリング専門講座」（11月～12月・計10回）**実施★** [P. 15]
 - ・「グループ・スーパービジョン」（11月・計3回）**実施★** [P. 16]
 - ・はなみずきツアー「出石永楽館歌舞伎」（11月）**実施★** [P. 20]
- H30 年
- ・大阪府（府民文化部）受託事業「専門家と一緒に考える女性のためのお悩み相談」への女性相談員派遣
- 2 月
- （2月）**実施** [P. 47]
- 3 月
- ・駐大阪・神戸米国総領事館広報文化部／関西アメリカン・センター共催「国際女性デー2018 記念イベント #PressforProgress」（3月）**実施★** [P. 25]

★印…「財団事業」 ❖印…「はなみずき女性支援センター事業」

財団ピックアップ

1. 理事長挨拶

平成 29 年度の事業報告をお届けできることを嬉しく思います。29 年度も、内閣府や大阪府、その他の自治体等からの事業受託、イコーラムとドーンセンターの指定管理業務などにより、「自立化」した財団の経済的基盤を確保しつつ、男女共同参画推進の事業に取り組んできました。

「女性弁護士による女性のための法律相談」は、順調に利用者が増えており、需要が高いことを実感しています。また、恒例となった感のある「はなみずきツアー『出石永楽館歌舞伎』」は大変好評でした。3 月の国際女性デーにドーンセンターのパフォーマンススペースで行われた、駐大阪・神戸米国総領事館のかれん・ケリー総領事とブルック・スペルマン領事、当財団の白井文業務執行理事の 3 人によるトークセッションは、明るく和やかで、国際的なムードに包まれました。その他、詳細は報告書を是非ご覧下さい。今後とも、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(一財) 大阪府男女共同参画推進財団

理事長 段林和江

2. 平成 29 年度事業イメージ

当財団がこれまで培ってきた、大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）と東大阪市立男女共同参画センター・イコーラムの 2 か所の事業展開を基礎に（図 1）し、「財団事業」（人材育成事業、はなみずき女性支援センター事業など）と「受託事業」（国、大阪府、他自治体など）を中心に、「人・情報」をつなぐ役割を果たしました（図 2）。



図 1 ドーンセンターとイコーラムでの事業展開のイメージ

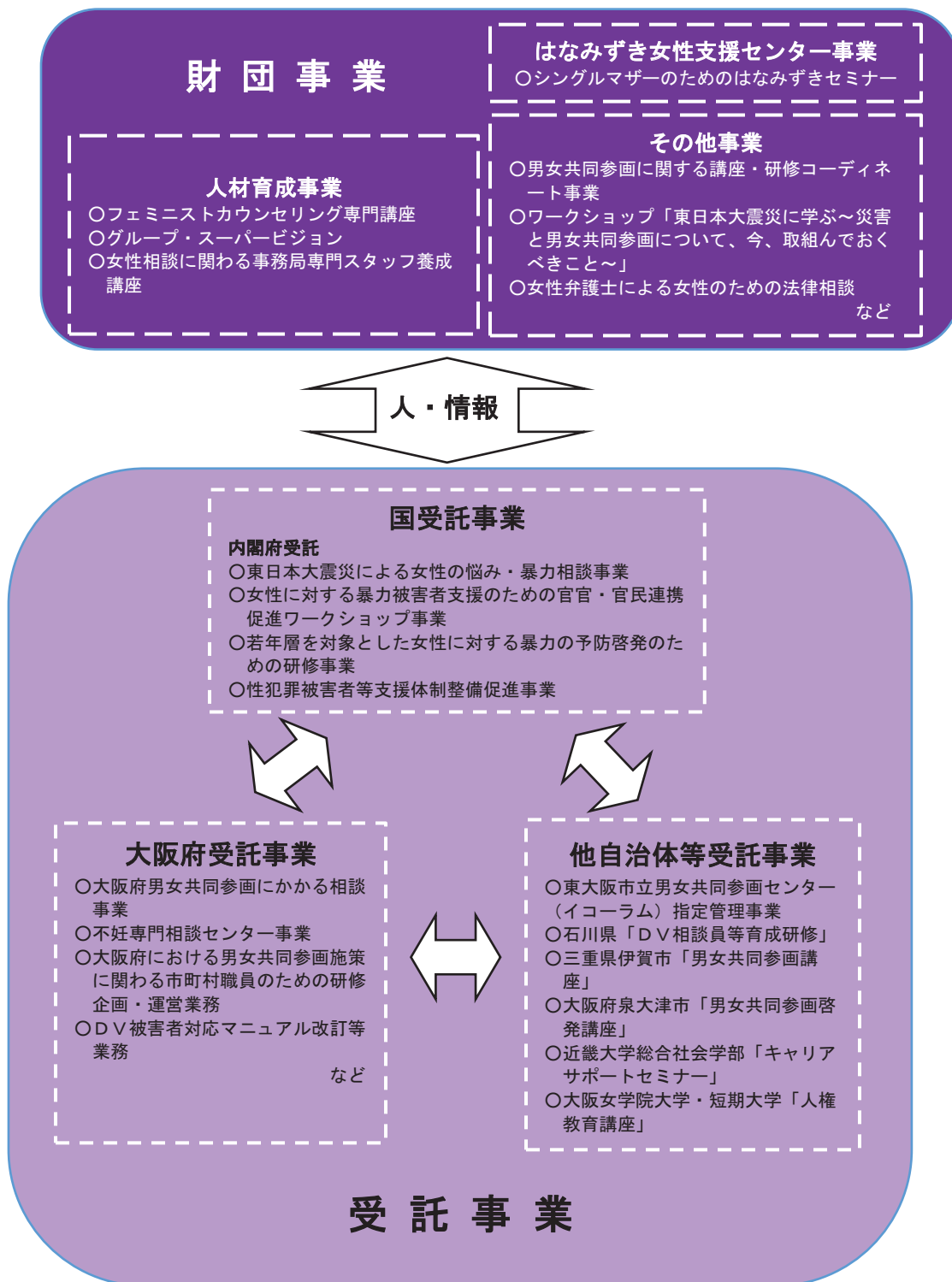


図2 事業間連携のイメージ

事業ピックアップ1

～国際女性デー2018 記念イベント「#PressforProgress」を開催～

3月8日の国際女性デーに、当財団は、駐大阪・神戸米国総領事館広報文化部／関西アメリカン・センターと共に、国際女性デー2018 記念イベント「#PressforProgress」をドーンセンターで開催しました。

「#PressforProgress」は、2018年の世界共通メッセージであり、「女性の活躍に向けて、共に前進していきましょう」「一緒に進み続けましょう」という意味が込められています。

2017年8月に初の女性総領事として着任したかれん・ケリー総領事、ブルック・スペルマン領事、白井文当財団業務執行理事が、女性をとりまく現状についてその思いを語りました。世界各国で広がりを見ている「#MeToo」運動。女性の声に耳を傾けその声をつなげていくことが大切です。「こんなことで悩むのは私だけ」と思いがちですが、先輩女性たちも苦労して乗り越え、そして「今」がある、だからこそ女性の連帯が大切です。他、関西女性たちの歩みと変化、男性に期待することなどをテーマに意見交換しました。「毎日が女性デーです。私たちはこれからも引き続き、前進し続けましょう！」と会は締めくくられました。

会場では、米国大使はじめ国内各地の女性領事から寄せられた、国際女性デーの記念メッセージ動画を流しました。



事業ピックアップ2

～女性弁護士による女性支援プロジェクト～

2017年度より当財団は、公益目的事業として「女性弁護士による女性支援プロジェクト」を開始しました。その1つである「女性弁護士による女性のための法律相談」は、離婚、相続、借金、労働、ハラスメントなど、現代社会で女性が直面する様々な法律問題に、ジェンダーの視点をもった女性弁護士が対応するものです。お子様連れの方にもご利用いただけるよう、一時保育サービスもあります。

財団の人的ネットワークを活用した「女性弁護士による女性支援プロジェクト」は、今後もその他事業を展開していく予定です。

＜女性弁護士による女性のための法律相談＞

- ・日時 毎月第2木曜日 14:00～、14:30～、15:00～、15:30～（おひとり30分）
- ・場所 ドーンセンター 小会議室（4F）
- ・一時保育 あり（子ども1人につき1000円）

財団概要・運営

1. 概要

（１）基本理念、目的

「男女が対等な立場で、あらゆる分野へ参加・参画することができる社会の創造」を基本理念とし、社会的・経済的な男女格差の是正、女性のエンパワメントのための専門的で総合的な支援機能を果たしていくことを財団運営の目的とする。

〈運営方針　－３つのＣ－〉

Continue　継続のC

20 世紀に起こった女性の社会参加・参画への理念・熱意、ジェンダー格差是正のための意識改革、女性のエンパワメントの意欲などを継承する。

Collaborate　協働のC

さまざまな機関と、新しい分野に向けて「協働」して取り組む。

Change　変革のC

男女共同参画社会づくりを阻む社会慣行や制度を変革する事業を展開する。

（２）愛称　ドーン財団

財団がドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）を拠点に活動してきたことにちなむ愛称。ドーンセンターとともに、ドーンと進んでいこう、という思いを込め、設立 20 周年を記念して平成 26（2014）年度に決定した。

（３）設立年月日　平成 6（1994）年 4 月 1 日

（４）基本財産　1 億円（大阪府全額出資）

（５）所在地　大阪市中央区大手前 1 丁目 2 番 15 号

（６）主要事業

- 1) 啓発事業
- 2) 相談事業
- 3) 相談員育成事業
- 4) 自主事業
- 5) 大阪府受託事業
- 6) 国受託事業
- 7) 受託事業
- 8) 東大阪市受託事業（イコーラム指定管理）
- 9) 女性の健康支援受託事業（不妊相談）
- 10) 助成金・交付金（行政・自治体）事業
- 11) 共同体事業（ドーンセンター指定管理）
- 12) はなみずき女性支援センター事業

(7) 役員（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

評 議 員	上田理恵子	株式会社マザーネット代表取締役社長
	熊 和子	元毎日放送ラジオ局長
	高田 昌代	神戸市看護大学教授
	時岡禎一郎	学校法人大阪女学院監事
	早瀬 昇	認定特定非営利活動法人日本NPOセンター代表理事、 社会福祉法人大阪ボランティア協会常務理事
理 事 長	段林 和江	弁護士
業務執行理事	白井 文	グンゼ株式会社取締役
理 事	伊田久美子	大阪府立大学人間社会システム科学研究科教授、 女性学研究センター主任
	金光 哲司	一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団事務局長
	仁科あゆ美	一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団本部長
	畑 律江	毎日新聞大阪本社学芸部専門編集委員
	焼野嘉津人	大阪府キャンプ協会事務局長
監 事	高瀬久美子	弁護士
	林 紀美代	公認会計士

※50 音順、肩書は平成 29 年 4 月現在

(8) アドバイザー

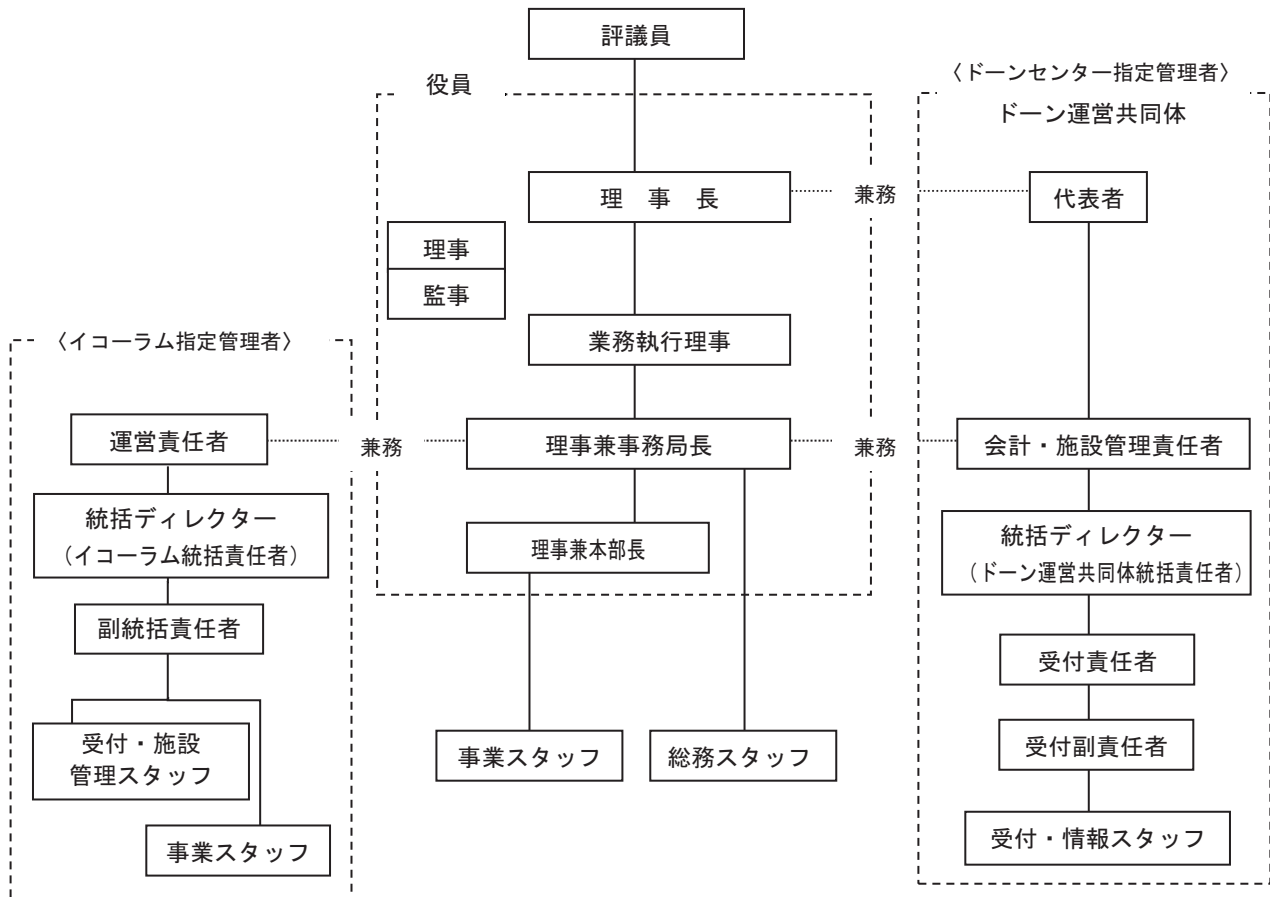
事業企画を行うにあたり、助言や必要に応じたコーディネートを担当するアドバイザーを委嘱した。

（委嘱期間：平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）

川中 大輔	シチズンシップ共育企画代表、龍谷大学社会学部現代福祉学科講師
黒瀬友佳子	帝人株式会社CSR・信頼性保証部企業倫理・コンプライアンスグループ グループ長
弘本由香里	大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所特任研究員
ローラ・デールズ	西オーストラリア州立大学准教授

※50 音順、肩書は平成 29 年 4 月現在

(9) 組織体制



(10) 職員数

常勤役員兼正職員 2 名

契約職員 23 名（23 名）、嘱託職員 1 名（2 名）、非常勤職員 16 名（13 名）

相談員 13 名（13 名）

※平成 29 年 4 月現在、（ ）内は平成 30 年 3 月 31 日現在

2. 運営

(1) 理事会の開催

・第 24 回理事会

開催日 平成 29 年 5 月 30 日（火）13：30～14：30

- 議 題
- 1) 平成 28 年度財団事業報告及び決算（案）について
 - 2) 平成 28 年度自己評価書について
 - 3) 平成 28 年度公益目的支出計画実施報告書の提出について
 - 4) 平成 29 年度補正予算について
 - 5) 第 16 回評議員会の招集及び議事事項について
- 報 告
- 1) 代表理事及び業務執行理事の業務報告について
 - 2) 評議員の辞任について
 - 3) 平成 28 年度ドーン運営共同体の収支決算について
 - 4) 財団の今後の収支予想資料について
 - 5) 賛助会への入会・寄付のお願い

・第 25 回理事会

開催日 平成 30 年 1 月 26 日（金）13：30～15：30

議 題 1) 平成 29 年度財団の資金調達（短期借入金）について

報 告 1) 代表理事（理事長）及び業務執行理事の業務報告について
2) 第 26 回理事会議案について

・第 26 回理事会

開催日 平成 30 年 3 月 14 日（水）13：30～15：30

議 題 1) 平成 30 年度財団の組織体制について

（２）評議員会の開催

・第 16 回評議員会

開催日 平成 29 年 6 月 21 日（水）13：30～14：50

議 題 1) 平成 28 年度財団事業報告及び決算（案）について

報 告 1) 平成 29 年 5 月 30 日第 24 回理事会報告について

・第 17 回評議員会

開催日 平成 30 年 3 月 20 日（水）13：30～15：30

議 題 1) 平成 30 年度財団事業計画（案）及び予算（案）の承認について
2) 規定及び規則の改正について
3) 常勤理事等の選任について
4) 平成 30 年度の理事報酬について
5) 次期指定管理事業への対応について

報 告 1) 理事会の報告について（第 25 回理事会報告、第 26 回理事会報告）

（３）入札実績

・内閣府「平成 29 年度女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」への応募

入札、開札 平成 29 年 5 月 11 日

結 果 事業受託者として決定

契約期間 平成 29 年 5 月 12 日～平成 30 年 3 月 30 日

・内閣府「平成 29 年度若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業」への応募

入札、開札 平成 29 年 10 月 20 日

結 果 事業受託者として決定

契約期間 平成 29 年 10 月 23 日～平成 30 年 3 月 30 日

・内閣府「平成 29 年度性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」への応募

入札、開札 平成 29 年 10 月 20 日

結 果 事業受託者として決定

契約期間 平成 29 年 10 月 23 日～平成 30 年 3 月 30 日

- ・内閣府「平成 30 年度東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業」への応募

入札、開札 平成 30 年 3 月 20 日

結 果 事業受託者として決定

契約期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

（４）他機関とのネットワーク形成等

関係機関相互の情報交換、ネットワーク形成を図ることで、事業及び法人運営の充実を図った。

- ・ N P O 法人全国女性会館協議会 団体会員
- ・ 大阪府内女性関連施設連絡協議会 会員
- ・ 一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター 会員
- ・ 公益社団法人日本図書館協会 会員
- ・ 専門図書館関西地区協議会 会員
- ・ 大阪府外郭団体代表者懇話会 会員
- ・ 大阪府男女共同参画推進ネットワーク 会員
- ・ O S A K A 女性活躍推進会議 構成団体

（５）職員研修の実施

- ・ 実務研修

	月日	研修名
1	11月12日（日）	【国内研修】第7回はなみずきツアー 出石永楽館歌舞伎

（６）社会貢献

- ・ 大阪府 男女いきいき・元気宣言事業者登録（平成 22 年 1 月 13 日）

広報・PR

1. 広報事業

当財団の活動内容や事業成果等を広く発信するため、ホームページ等を運営するとともに、ニュースレターを発行した。

(1) ホームページの管理・運営

1) 目的 当財団の活動内容等を広く情報公開することを目的にホームページを運営する。

2) アクセス数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成29年度	2,618	2,033	2,425	1,972	1,986	1,681	1,730	1,871	1,248	1,145	1,488	2,359	22,556
平成28年度	4,751	2,844	2,581	2,603	2,278	1,690	1,721	1,922	2,258	1,427	1,377	2,021	27,473
平成27年度	2,503	2,687	3,027	6,990	7,888	6,954	8,600	7,952	5,993	4,631	5,733	4,426	67,357
平成26年度	6,457	4,492	5,119	5,074	3,897	4,116	5,821	6,299	5,658	4,795	3,892	3,676	59,296
平成25年度	5,555	6,005	5,462	4,955	4,651	7,097	5,727	3,910	3,945	4,188	4,111	5,837	61,443

(2) ニュースレター『DAWN通信』の発行

1) 目的 賛助会員やご寄附いただいた方などの支援者に向けて活動報告等を行うことを目的に、ニュースレターを発行する。

2) 発行頻度・部数 年2～3回・各2,000部

3) 内容等

No.	発行日	内容
第27号	平成29年 6月30日	特集「平成29(2017)年度の事業展開」 巻頭：「母子世帯の貧困と世帯内女性の貧困」 〈執筆〉伊田久美子（大阪府立大学人間社会学システム科学研究科教授、女性学研究センター主任、ドーン財団理事） 財団トピックス：「女性弁護士による女性支援プロジェクト」「女性活躍冊子制作」
第28号	平成30年 2月28日	特集「ダイバーシティ推進の取り組み」 巻頭：「多様な交わりを支える企業と地域の文化を耕す」 〈執筆〉弘本由香里（大阪ガスエネルギー・文化研究所特任研究員、ドーン財団アドバイザー） 財団トピックス：「企業・団体を対象とした『内部通報制度と不祥事予防』を開催しました」「かれん・ケリー駐大阪・神戸米国総領事が財団事務所にお越しになりました」

(3) 新聞掲載

1) 内容等

発行日	記事	内容
3月8日	読売新聞 朝刊 「女性弁護士による女性のための法律相談」	「女性弁護士による女性のための法律相談」の紹介記事が掲載された。
3月25日	サンケイリビング新聞 「女性のための法律相談」	「女性弁護士による女性のための法律相談」の紹介記事が掲載された。
4月号	Pretty 「フレッシュトピックス」	「女性弁護士による女性のための法律相談」および「大阪府不妊専門相談センター電話相談」の予定記事が掲載された。
4月12日	毎日新聞 朝刊 「シングルマザーのためのはなみずきセミナー」	「シングルマザーのためのはなみずきセミナー」の紹介記事が掲載された。

5月号	Pretty 「フレッシュトピックス」	サポートグループ「不妊治療後の妊娠・出産・子育てと2人目不妊」および「シングルマザーのためのはなみずきセミナー」の予定記事が掲載された。
6月号	Pretty 「フレッシュトピックス」	「シングルマザーのためのはなみずきセミナー」の予定記事が掲載された。
7月号	Pretty 「フレッシュトピックス」	ワークショップ「東日本大震災に学ぶ～災害と男女共同参画について、今、取り組んでおくべきこと」およびサポートグループ「不育・習慣性流産と治療後流産」の予定記事が掲載された。
8月号	Pretty 「フレッシュトピックス」	上映会「Girl Rising～私が決める、私の未来～」の予定記事が掲載された。
8月22日	産経新聞 夕刊 上映会「Girl Rising～私が決める、私の未来～」	上映会「Girl Rising～私が決める、私の未来～」の紹介記事が掲載された。
8月27日	日経新聞 夕刊 上映会「Girl Rising～私が決める、私の未来～」	上映会「Girl Rising～私が決める、私の未来～」の紹介記事が掲載された。
8月30日	読売新聞 朝刊 「女性の自立 心理面で支援」	「フェミニストカウンセリング専門講座」の紹介記事が掲載された。
9月号	Pretty 「フレッシュトピックス」	サポートグループ「夫の不妊」の予定記事が掲載された。
12月号	Pretty 「フレッシュトピックス」	「シングルマザーのためのはなみずきセミナー」およびサポートグループ「子どものいない人生のこと話してみませんか」の予定記事が掲載された。
1月20日	機関紙編集者クラブ 編集サービス 809号 (1.20)	「シングルマザーのためのはなみずきセミナー」の「シングルマザーの家計術」の紹介記事が掲載された。
2月号	Pretty 「フレッシュトピックス」	ドーンセンター「女性の悩み電話相談」および公開講座「不妊治療とお金の話～治療にいくらかけても大丈夫？～」の予定記事が掲載された。
3月号	Pretty 「フレッシュトピックス」	国際女性デー2018 記念イベント「#PressforProgress」の予定記事が掲載された。
3月2日	読売新聞 朝刊 「女性デー 連帯強めよう」	国際女性デー2018 記念イベント「#PressforProgress」の紹介記事が掲載された。

(4) 後援

- 1) 目 的 男女共同参画社会の実現のために企画された事業で、当財団が後援することにより、啓発や事業効果の発展が期待できる事業について後援する。

2) 内容等

日時	内容	主催者
4月29日(土)	性暴力救援センター全国連絡会 第4回研修会 「性暴力救援センターにおけるリプロダクティブ・ヘルス&ライツの実践」	性暴力救援センター全国連絡会
6月22日(木)	ハラスメントセミナー「セクシュアル・ハラスメント&LGBT」	アトリエエム株式会社
10月14日(土)	行政書士による相続・遺言・成年後見各種許認可無料相談会	大阪府行政書士会
1月20日(土)	女性支援地域連携フォーラム「女性自立支援法(仮称)制定に向けて」	全国婦人保護施設等連絡協議会、全国婦人保護施設等連絡協議会関西キャラバン神戸事務局
1月26日(金)	ハラスメントセミナー「ハラスメントの相談と対応セミナー 適切な相談対応ができていますか」	アトリエエム株式会社

(5) ファンドレイジング

- 1) 目的 賛助会員や日頃お世話になっている方々（講師、企業関係者）等、支援者に向けて財団のことをより知ってもらうための交流会を催し、ファンドレイジングにつなげる。

2) 内容等

日時	内容	参加者数
7月25日（火） 18:30～21:00	天神祭花火観賞	41名

2. 賛助会制度

(1) 賛助会事務局の運営

- 1) 賛助会PR
- 2) 入会受付、賛助会カードの発行
- 3) ニュースレターの発送（年2～3回）
- 4) 賛助会員優待事業の案内（財団自主事業等）

(2) 平成29年度入会状況

	会員種別	入会件数	口数
1	個人会員	81名	120
2	団体会員（非営利）	13団体	13
3	団体会員（企業）	5企業	26

(3) 賛助会員一覧（平成30年3月31日現在）

- 1) 個人会員 81名

- 2) 非営利団体

NPO法人リトミック研究センター 大阪第一支局／劇団シルバームーン／
高齢社会をよくする女性の会・大阪／カウンセリングニューやあやあ／
NPO法人グループみこし／NPO法人大阪心のサポートセンター／
NPO法人心のサポート・ステーション／エンパワメントいばらき／衣の詩／
浪花勘亭流同好会／オパールネットワーク大阪／柳寿会 他1団体

- 3) 企業会員

株式会社グリーン・アート／株式会社ゼロワン／株式会社タツミ／ペガサスミシン製造株式会社
株式会社菱サ・ビルウェア

4. 視察受入

(1) 視察の受け入れ

- 1) 目的 視察の受入れを行い事業について理解を得るための説明を行う。
- 2) 内容等

	月日	受入実績
1	6月7日（水）	・ECC国際外語専門学校英語課海外大学編入コース学生
2	11月17日（金）	・かれん・ケリー（駐大阪・神戸米国総領事） ・ブルック・スペルマン（駐大阪・神戸米国総領事館広報担当領事、関西アメリカン・センター館長）

§ 2 一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団事業詳細

第1 公益目的事業

1. 人材育成事業

(1) フェミニストカウンセリング専門講座

【事業概要】

1) 目的

女性を対象とした相談やメンタルヘルス支援に関わる援助職、支援活動をしている人を対象に、女性の自立とエンパワメントのための心理的援助を行うために必要な知識と技術を提供することで、女性の心身の健康と社会への参画をめざす。女性の置かれている状況やそこからくる心理的問題を考えるとともに、ジェンダーに敏感な視点がなければ適切に対応できないDV、性暴力・虐待サバイバーへのサポートのあり方を学ぶ。

【事業内容・実績】

- 1) 日 時 平成 29 年 11 月 1 日、11 月 15 日、11 月 29 日、
12 月 6 日、12 月 20 日 (全 10 回)
※全水曜日 (前半:10:30~13:00、後半:14:00~16:30)
- 2) 場 所 ドーンセンター セミナー室 2 (5 F)
- 3) 対 象 ・女性を対象とした相談事業やメンタルヘルス事業に携わっている人
・カウンセリングの基礎知識があり、フェミニズムの視点に立った心理的援助に関心のある人
- 4) 参加費 全回 30,000 円、各回 5,000 円
- 5) 内容・参加実績 定員:各回 40 名、申込者数:55 名



	日時	テーマ／講師	参加者数
-	11月1日(水) 10:00~10:30	オリエンテーション	-
1	11月1日(水) 10:30~13:00	なぜ「フェミニストカウンセリング」が必要か ・川喜田好恵(日本フェミニストカウンセラー協会代表、ドーン財団カウンセラー)	32名
2	11月1日(水) 14:00~16:30	多様な性～心理・社会的課題と支援～ ・執行照子(NPO法人日本フェミニストカウンセリング学会代表理事、NPO法人フェミニストカウンセリング神戸理事)	34名
3	11月15日(水) 10:30~13:00	ひとり親家庭の現状と支援の課題 ・神原文子(神戸学院大学現代社会学部教授)	33名
4	11月15日(水) 14:00~16:30	法と司法に潜むジェンダー ・吉田容子(市民共同法律事務所弁護士、立命館大学法科大学院教授)	35名
5	11月29日(水) 10:30~13:00	DV被害者の心理と心のケア ・竹之下雅代(ウィメンズカウンセリング京都フェミニストカウンセラー、ドーン財団カウンセラー)	31名
6	11月29日(水) 14:00~16:30	女性の心とからだ～リプロダクティブ・ヘルス・ライツの視点から～ ・高田昌代(神戸市看護大学教授、助産師、ドーン財団評議員)	31名
7	12月6日(水) 10:30~13:00	性暴力被害の実態と支援のあり方 ・福岡ともみ(NPO法人性暴力被害者支援センター・ひょうご理事兼事務局長)	38名
8	12月6日(水) 14:00~16:30	グリーフケア～喪失体験と女性の支援～ ・米虫圭子(京都産業大学学生相談室主任カウンセラー、臨床心理士)	36名
9	12月20日(水) 10:30~13:00	暴力サバイバーの支援のあり方とフェミニストカウンセラーの役割 ・井上摩耶子(ウィメンズカウンセリング京都代表)	35名

10	12月20日(水) 14:00～16:30	性暴力・DV被害者への医療 ・加藤治子（NPO法人性暴力救援センター・大阪（SACHICO）代表、阪 南中央病院産婦人科医師）	32名
-	12月20日(水) 16:30～17:00	修了式	-
			(延) 337名

(2) グループ・スーパービジョン

【事業概要】

1) 目的

このプログラムでは、経験豊富なスーパーバイザーとともに、ケースの捉え方・アプローチや対応の仕方などについて提出事例を少人数で検討する。ジェンダーに敏感な視点がなければ対応できない問題のカウンセリングやメンタルヘルス支援に関わる支援者が、より専門的な気づきや学びを高め、援助職としての資質と専門性の向上を図る。

【事業内容・実績】

1) 日時 平成29年11月10日、11月17日、11月24日（全3回）

※全金曜日 13:30～16:00

2) 場所 ドーンセンター 小会議室6（4F）

3) スーパーバイザー 川喜田好恵（日本フェミニストカウンセラー協会 代表、ドーン財団カウンセラー）

4) 対象 ・女性相談やメンタルヘルス支援に携わる援助職、 支援活動を行っている人 ・「フェミニストカウンセリング専門講座」受講生 など

5) 参加費 30,000円

6) 内容・参加実績 定員:10名、申込者数:3名、決定者数:3名



	日時	テーマ	参加者数
1	11月10日(金) 13:30～16:00	スーパービジョンのガイダンス ・支援者としての基本姿勢を再構築し、対応ポイントの洗い出しを行う ・クライアントの訴えを的確に把握するために必要なことは何かを学ぶ	3名
2	11月17日(金) 13:30～16:00	【実践】グループ・スーパービジョン①～提出事例使用による考察～ ・ケースの捉え方、具体的アプローチや対応方法などを検討する ・自身の対応パターンや傾向に気づき、技術のスキルアップを図る	3名
3	11月24日(金) 13:30～16:00	【実践】グループ・スーパービジョン②～提出事例使用による考察～ ※別事例を使用し、実践①から得た経験を更に掘り下げる	3名
			(延) 9名

(3) 女性相談に関わる事務局専門スタッフ養成講座

【事業概要】

1) 目的

女性の悩みの背景には文化的・社会的な問題がある。女性相談に関わる事務局スタッフは、従来の固定的な性別役割分業意識に基づいて適用するように援助するのではなく、「女性一人ひとりの自律と自立につながる支援を提供する」相談事業のあり方を理解し、専門性を身に付けておく必要がある。この講座では、女性の悩みの背景にある社会構造やジェンダー問題を理解し、女性がエンパワメントする相談事業の事務局を担うことができる専門的知識とスキルの獲得を目指す。また講座を通して参加者同士のネットワークづくりにつなげる。

【事業内容・実績】

- 1) 日 時 平成 29 年 6 月 29 日、7 月 13 日、7 月 27 日、
8 月 10 日、8 月 24 日、9 月 14 日、9 月 28 日（全 14 回）
※全木曜日（前半:13:10～14:50、後半:15:00～16:40）
- 2) 場 所 ドーンセンター 大会議室 3（4 F）
- 3) 対 象 さまざまな女性支援機関・NPO 等で女性相談に現在関わっている 又は 今後関わりたいと思っている女性
- 4) 参加費 全回 25,000 円（書籍『DAWN HAND BOOK 1 女性のための相談事業』代金[600 円]を含む）または各ブロック 9,000 円
- 5) 内容・参加実績 定員:30 名、申込者数:40 名、決定者数:32 名



	日時	テーマ／講師	参加者数
	6 月 29 日 (木) 12:30～13:00	オリエンテーション	—
Aブロック 現代社会における女性の現状と課題を知る			
1	6 月 29 日 (木) 13:10～14:50	ジェンダー社会と女性のメンタルヘルス（概論） ・執行照子（日本フェミニストカウンセリング学会代表理事）	26 名
2	6 月 29 日 (木) 15:00～16:40	女性の人権、法律の基礎知識 ・太平信恵（弁護士）	26 名
3	7 月 13 日 (木) 13:10～14:50	女性の労働問題と社会背景 ・山田和代（滋賀大学経済学部教授）	26 名
4	7 月 13 日 (木) 15:00～16:40	女性に対する暴力の実態 ・杉本志津佳（フェミニストカウンセリング堺フェミニストカウンセラー、ドーン財団カウンセラー）	26 名
5	7 月 27 日 (木) 13:10～14:50	マイノリティ女性の人権 ・朴君愛（（一財）アジア・太平洋人権情報センター上席研究員）	25 名
6	7 月 27 日 (木) 15:00～16:40	女性のからだとライフサイクル ・北田衣代（きただ女性クリニック産婦人科医師）	25 名
Bブロック よりよい支援のための事務局体制づくり			
7	8 月 10 日 (木) 13:10～14:50	女性のための相談事業のあり方（概論） ・仁科あゆ美（ドーン財団理事兼本部長）	25 名
8	8 月 10 日 (木) 15:00～16:40	相談集計から見える課題の分析と活用 ・梅田直美（奈良県立大学地域創造学部准教授）	25 名
9	8 月 24 日 (木) 13:10～14:50	事務局の運営と基本的姿勢 ・近藤裕子（ドーン財団サブディレクター）	23 名
10	8 月 24 日 (木) 15:00～16:40	社会資源の収集と関係機関とのネットワーク ・棟居徳子（金沢大学人間社会研究域法学系准教授）	23 名
Cブロック インテークのスキルを学ぶ			
11	9 月 14 日 (木) 13:10～14:50	受容・傾聴・共感 ・宮本由起代（NPO法人心のサポート・ステーション代表理事、ドーン財団カウンセラー）	25 名
12	9 月 14 日 (木) 15:00～16:40	ロールプレイ ・宮本由起代（同上）	25 名
13	9 月 28 日 (木) 13:10～14:50	アサーション・トレーニング ・宮本由起代（同上）	26 名
14	9 月 28 日 (木) 15:00～16:40	困難ケースの対応とセルフケア ・宮本由起代（同上）	26 名
	9 月 28 日 (木) 16:40～17:00	修了式	---
			(延) 352 名

2. 相談事業

(1) 女性弁護士による女性のための法律相談

【事業概要】

1) 目的

協力弁護士による女性のための法律相談を実施する。

【事業内容・実績】

- 1) 日時 毎月第2木曜日 14:00～16:00 (30分×4枠)
- 2) 場所 ドーンセンター 小会議室 (4F)
- 3) 対象 女性
- 4) 相談料 無料
- 5) 内容・参加実績 定員:各回4名、申込者数:72名、参加者数 42名



協力弁護士

名前	事務所名
川崎裕子	川崎法律事務所
阪井千鶴子	コスモ法律事務所
太平信恵	太平綜合法律事務所
高瀬久美子	コスモ法律事務所
段林和江	段林法律事務所
辻川圭乃	辻川法律事務所
中島ふみ	大山・中島法律事務所
松尾園子	松尾法律事務所
松山理香	はるか法律事務所
矢倉昌子	アスカ法律事務所

(敬称略、五十音順)

	日時	申込者数	参加者数
1	4月13日(木)	8名	4名
2	5月11日(木)	10名	3名
3	6月8日(木)	7名	4名
4	7月13日(木)	4名	2名
5	8月10日(木)	5名	4名
6	9月14日(木)	5名	4名
7	10月12日(木)	5名	3名
8	11月9日(木)	6名	4名
9	12月14日(木)	8名	4名
10	1月11日(木)	6名	4名
11	2月8日(木)	3名	3名
12	3月8日(木)	5名	3名
			42名

3. 啓発事業

(1) ワークショップ「東日本大震災に学ぶ～災害と男女共同参画について、今、取組んでおくべきこと～」

【事業概要】

1) 目 的

平成 23 年度より内閣府「東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業」の事務局を務めることで、災害時における避難所運営やDV等の困難を抱える女性の支援体制等の課題、災害に起因する女性の悩み等について把握してきた。東日本大震災時の課題を検証し、行政機関等で地域防災計画策定やさまざまな取組を進めておくために、今できることを考え、それぞれがアクションプランを持ち帰る実践的なワークショップを実施する。

【事業内容・実績】

- 1) 日 時 平成 29 年 7 月 7 日（金）13:30～16:30
- 2) 場 所 ドーンセンター 視聴覚スタジオ（5 F）
- 3) 対 象 行政及び関係機関の職員、NPO等の職員、このテーマに興味のある人
- 4) 参加費 無料
- 5) 資料代 2,000 円
- 6) 内容・参加実績 定員:30 名、申込者数:21 名、決定者数:21 名



	日時	テーマ／講師	参加者数
1	7 月 7 日（金） 13:30～16:30	「東日本大震災に学ぶ～災害と男女共同参画について、今、取組んでおくべきこと～」 ・丹羽麻子（前復興庁政策調査官）	19 名

第2 自主事業

1. 広報事業

(1) 第7回はなみずきツアー「出石永楽館歌舞伎」

【事業概要】

1) 目的

近畿に現存する最古の芝居小屋出石永楽館を訪れ、古典芸能の鑑賞をする。また、ツアーを通して参加者同士のネットワークづくりにつなげる。

【事業内容・実績】

1) 日 時 平成 29 年 11 月 12 日 (日) 8:30~19:00

2) 場 所 兵庫県豊岡市出石町

3) 演目解説 畑律江 (毎日新聞学芸部専門編集委員、ドーン財団理事)

4) 参加費 25,000 円 (JR 大阪駅~永楽館までの往復交通費、歌舞伎観劇料、軽食、幕間弁当とお茶、国内旅行保険込)

5) 対 象 女性 ※但し、男女ペア または 女性とのグループなら男性も可

6) 内容・参加実績 定員:36 名、申込者数:32 名、参加人数:31 名



	日時	内容	参加者数
1	11 月 12 日 (日) 8:30~19:00	バス車中：歌舞伎みどころ解説 ・畑律江 (毎日新聞学芸部専門編集委員、ドーン財団理事) ・『第十回 永楽館歌舞伎』観劇 出演者：片岡愛之助 中村壱太郎 中村寿治郎 中村種之助 中村鴈治郎 演目： 一、竹柴 其水 原作より 水口 一夫 作・演出 千石船帆影白濱 仙石騒動 二、水口 一夫 構成 永楽館歌舞伎第十回公演記念 弥栄出石脈 永楽館芝居前 所作事「元禄花見踊」 ※出石永楽館 (豊岡市指定文化財) = 近畿に現存する最古の芝居小屋 ・出石町街並み散策、買い物、食事	31 名

(2) 上映会「G i r l R i s i n g ～私が決める、私の未来～」

【事業概要】

1) 目 的

映画を通じて、世界の女の子たちの現状を知り、日本にも共通する問題を考える機会を提供する。大阪府主催「ドーンdeキラリフェスティバル」(9/1～2)において実施する。

【事業内容・実績】

1) 日 時 平成 29 年 9 月 2 日 (土) 1 回目 10:30～／2 回目 14:00～

2) 場 所 ドーンセンター 視聴覚スタジオ (5 F)

3) 参加費 500 円 ※入場料として

4) 対 象 テーマに関心がある人

5) 内容・参加実績 定員:各回 50 名、申込者数:107 名



	日時	内容	参加者数
1	9 月 2 日 (土) 10:30～12:15	『Girl Rising ～私が決める、私の未来～』2013 年／101 分／日本語字幕／アメリカ／公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン 【内容】生まれた環境やタイミングによって、女の子たちを待ち受ける高くて非情な壁。早すぎる結婚や、震災、貧困、カムラリ家事使用人、性的虐待や女子教育を阻む様々な障壁など世界の女の子が直面する状況、そして彼女たちの持つ可能性が描かれている。映画には 9 カ国から 9 人の女の子が登場。各国出身のディレクターが、自国の女の子を取材し、全て実話に基づいて制作された。	47 名
2	9 月 2 日 (土) 14:00～15:45	同上	57 名
			104 名

※終了後に、15,080 円 (入場料から運営にかかる経費を差し引いた額) を、公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパンに寄付を行った。

2. 研修コーディネート事業

(1) 男女共同参画に関する講座・研修コーディネート事業

【事業概要】

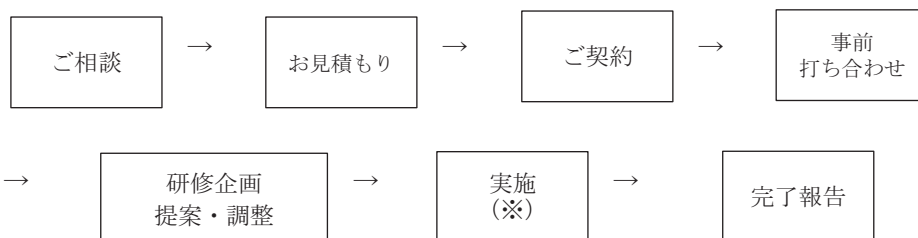
1) 目的

当財団は、女性に対するあらゆる暴力の根絶を願い、各種啓発や人材育成、女性相談等の事業を展開している。本事業は、全国自治体からの要望により、研修をコーディネートする事業である。

2010 年より国の受託事業を通じて、女性に対する暴力被害者等を総合的に支援する体制・人材育成の仕組みを全国で整備していく取組に関わってきた。こうした全国レベルの事業運営で培った財団独自のノウハウとネットワークを活かし、依頼内容に応じて、研修カリキュラムを企画提案する。

【事業内容・実績】

- 1) 内容 事前打ち合わせの後、依頼内容に応じて、カリキュラムを作成し、各テーマ専門の講師（カウンセラー、弁護士、民間支援団体、研究者等）を選定、交渉を行い、研修をコーディネートする。



※オプション・・・会場手配、募集事務、参加者連絡、レジュメ準備、当日の運営（設営、受付、ファシリテーター、運営員手配等）

- 2) 費用 応相談
- 3) テーマ例 DV相談担当職員研修、女性相談員養成事業、男女共同参画施策に関わる職員のための研修、女性活躍推進リーダー養成講座 等
- 4) 実績 講師派遣・研修・実習受入事業 P. 26～27 参照
受託事業 P. 49～50 参照

3. 企業・団体等を対象とした事業

(1) 研修会「内部通報制度と不祥事予防 ～帝人グループを事例として～」

【事業概要】

1) 目的

企業・団体においては、不祥事の防止や早期発見、発生後のダメージ軽減のためにも、内部通報制度の構築は重要となっている。消費者庁の調査では、民間事業者約 3,500 のうち大企業の 99%、中小企業は 40%が導入済みであるが、導入していても効果的に運用されていないという悩みを抱えている企業等も存在している。また導入していない理由は、「制度がわからない」「導入の仕方がわからない」などが挙げられている。

企業やその製品が消費者や取引先から信頼されるものか、そのためにもコンプライアンスの徹底、ハラスメント対策、内部通報の仕組みづくりは必要である。帝人グループの相談・通報制度の仕組みを構築してきた講師が、内部通報の運用実務、ハラスメント対策、調査実施について報告するとともに、ハラスメント事例等を中心に、実践に向けた留意点を確認、検討するセミナーを実施する。

【事業内容・実績】

- 1) 日 時 平成 29 年 9 月 15 日 (金) 14:00～16:30
- 2) 場 所 ドーンセンター 大会議室 2 (5 F)
- 3) 対 象 企業・団体等 30 名
- 4) 参加費 5,000 円 (ダイバーシティサポートデスクのメンバーは無料)
- 5) 内容・参加実績 定員:30 名、申込者数:11 名、決定者数:11 名

	日時	テーマ／講師	参加者数
1	9 月 15 日 (金) 14:00～16:30	1 部:事例報告「帝人グループの相談・通報制度」 ・黒瀬友佳子 (帝人株式会社 CSR・信頼性保証部 企業倫理・コンプライアンスグループ グループ長) 2 部:対談「実践に向けた取組のポイントと留意点」 ・黒瀬友佳子 (同上) ・聞き手:白井文 (ドーン財団業務執行理事、前尼崎市長、グンゼ株式会社 取締役) 3 部:質疑応答	9 名

(2) ダイバーシティ推進のためのサポートデスク

【事業概要】

1) 目的

今、企業・団体が発展していくためには、あらゆる社員の力を存分に引き出し、柔軟で持続可能な組織をつくっていくことが求められており、そのためにはダイバーシティ（多様性）推進の視点が欠かせない。当事業では、財団と各分野の専門家のネットワークを活かし、実践性の高い研修を提供するとともに弁護士によるハラスメント相談の実施等、企業・団体のダイバーシティ推進のための支援を行う。

【事業内容・実績】

1) 費用 サポートデスク利用料、1年／10万円

※サポートデスクの始まりは入金翌月の1日から1年間とする。

2) 内容 サポートメニュー

1口につき次の3点を提供する。各企業・団体のニーズに合わせてテーマを設定・講師選定をし、実施時期や方法等はその都度調整、コーディネートする。

・講師派遣（例）（A～Eのいずれかを1回（90分程度）／年）

	テーマ	内容	講師
A	職場におけるさまざまなハラスメント	パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント 等	弁護士
B	メンタルヘルス	ストレス対策、セルフケア	心理カウンセラー
C	L G B T	性的マイノリティの理解	専門家
D	女性活躍	女性の社員・管理職を対象として心理学の手法を用いて、自己尊重感を高める研修	心理カウンセラー
E	その他	- コンプライアンス、内部通報の仕組みづくり - 持続可能な開発目標SDGs - コミュニケーション - 事業所が多様性推進に取組む意義と効果 - 理系・技術系女性社員を対象とした研修	- 企業担当者 - 企業担当者 - 心理カウンセラー - 専門家 - 専門家

・相談（1回（60分）／年）ハラスメント等に関する相談について、弁護士が対応

・当財団が主催する人権研修等に参加が可能（無料、1回あたり3名以内、2回／年）

※ハラスメント相談は随時 ※財団主催研修会は随時案内



4. 共催事業

(1) 駐大阪・神戸米国総領事館広報文化部／関西アメリカン・センター共催
国際女性デー2018 記念イベント「#PressforProgress」

【事業概要】

1) 目的

ニューヨークの女性労働者によるデモに由来して始まった3月8日の「国際女性デー」、そして3月の「全米女性史月間」にちなみ、女性のさらなる活躍について考えるイベントを開催する。昨年8月に初の女性総領事として着任したかれん・ケリー駐大阪・神戸米国総領事とブルック・スペルマン領事、ドーン財団業務執行理事白井文が、女性をとりまく環境と様々な課題を考えながら、女性の連帯、次世代育成、リーダーシップについて意見交換を行い、参加者とともに関西の女性の今後の活躍と発展の可能性を探る。また、参加者間の交流・ネットワークを図る。

【事業内容・実績】

- 1) 日時 平成30年3月8日(木) 14:00～15:00 ※レセプション 15:00～15:30
- 2) 場所 ドーンセンター パフォーマンススペース (1F)
- 3) 参加費 無料
- 4) 対象 テーマに関心がある人
- 5) 内容・参加実績 定員:30名、申込者数:37名、決定者数:37名

	日時	テーマ／講師	参加者数
1	3月8日(木) 14:00～15:30	国際女性デー2018 記念イベント「#PressforProgress」 1部:意見交換 ・かれん・ケリー (駐大阪・神戸米国総領事) ・ブルック・スペルマン (駐大阪・神戸米国総領事館広報担当領事、関西アメリカン・センター館長) ・白井文 (ドーン財団業務執行理事、前尼崎市長、グンゼ株式会社取締役) 2部:レセプション	31名



5. 講師派遣・研修・実習受入事業

(1) 講師派遣・大学の講義受託・委員等応嘱・研究協力

【事業概要】

1) 目的

主催者の要請により当財団職員を講師として派遣するほか、委員等に応じることや大学の講義を受託することを通じて、男女共同参画社会の推進に資する。

【事業内容・実績】

1) 講師派遣

◆国・地方自治体

	月日	テーマ	主催者
1	4月14日	滋賀県市町男女共同参画担当職員研修	滋賀県立男女共同参画センター
2	5月26日		
3	9月14日		
4	5月25日	男女共同参画社会づくりアドバイザー養成講座	和泉市総務部人権・男女参画室
5	6月27日	四條畷市事業所人権連絡会総会 講演会「職場におけるハラスメントについて」	四條畷市市民生活部人権政策課
6	6月29日	男女共同参画週間記念事業・ふらっと市民セミナー「日本そして大阪の男女共同参画の現在～大阪から見る、大阪を見る～」	寝屋川市男女共同参画推進センター
7	10月31日	DV予防啓発講座（市民・職員対象）「デートDV・予防啓発」	岸和田市市民環境部人権・男女共同参画課
8	12月26日	初任者・新規採用者研修「男女共生教育について」	東大阪市教育委員会
9	1月25日	社会参加促進支援講座 参画スタッフ養成セミナー「男女共同参画を学んで、未来につなげよう」	吹田市男女共同参画センターデュオ
10	1月30日	北河内人権啓発推進協議会主催 行政職員研修「女性の人権について」	寝屋川市人・ふれあい部人権文化課
11	2月2日	職員人権研修「ハラスメントについて考える」	四條畷市総務部人事課
12	2月16日		
13	2月5日	職員人権研修「男女共同参画の推進」	寝屋川市総務部人事室
14	3月26日	養育支援訪問事業従事者研修「ドメスティック・バイオレンスについて」	岸和田市保健部健康推進課

◆大学

	月日	テーマ	主催者
1	7月11日	家族社会学授業「東日本大震災における女性の悩み・暴力相談について」	公立大学法人大阪府立大学
2	11月30日	人権教育全体学習会（学生・教職員対象）	関西外国語大学
3	12月12日	社会イノベーション実践論	龍谷大学社会学部

◆高等学校・中学校

	月日	テーマ	主催者
1	6月7日	3年生 人権教育プログラム「性差別問題」	関西大学北陽中学校
2	7月6日	教職員研修会「セクシュアル・ハラスメントに関する研修会」	大阪府立豊島高等学校
3	8月31日	教職員 人権侵害防止研修	大阪府立桃谷高等学校
4	9月7日	DV予防啓発講座（大阪府立久米田高等学校3年生）「デートDV・予防啓発」	岸和田市市民環境部人権・男女共同参画課
5	10月26日	3年生 人権学習講演会「デートDVについて」	大阪府立枚方高等学校
6	11月17日	3年生 人権学習講演会「デートDVについて」	大阪成蹊女子高等学校
7	11月21日	1年生 総合的な学習の時間に関わる講演会「デートDVに関する講演会」	大阪府立春日丘高等学校
8	12月7日	DV予防啓発講座（岸和田市立春木中学校3年生）「デートDV・予防啓発」	岸和田市市民環境部人権・男女共同参画課
9	1月17日	DV予防啓発講座（岸和田市立北中学校3年生）「デートDV・予防啓発」	岸和田市市民環境部人権・男女共同参画課
10	2月7日	2年生 男女平等教育及び性教育学習会	交野市立第二中学校
11	2月21日		

◆民間企業・団体等

	月日	テーマ	主催者
1	12月23日	冬の学習会「ドーン財団23年の歩み～誕生・成長・激動を超えて～」	大阪公立高等学校教職員組合

2) 委員等応嘱

	内容	委嘱先
1	おおさか市町村職員研修研究センター運営審議会委員	公益財団法人大阪府市町村振興協会
2	門真市男女共同参画審議会委員	門真市
3	専門図書館協議会関西地区連絡会委員	専門図書館協議会

3) 研究協力

	内容	研究協力者	期間
1	ひとり親家族を生活主体とする支援のあり方に関する日韓共同研究 研究協力者 [平成29年度科学研究費助成事業 基盤研究(B) 17H02602 研究代表者 神戸学院大学 現代社会学部 教授 神原文子]	仁科あゆ美(ドーン財団理事兼本部長)	平成29～31年度

(2) インターンシップ受入れ

【事業概要】

- 1) 目的 男女共同参画社会の実現に向けて活躍する次世代を育成することを目的に、大学・大学院生等をインターンシップ生として受け入れる。

【事業内容・実績】

①大阪樟蔭女子大学

- 1) 期間 平成29年8月19日(土)～9月2日(土)
 2) 実習生 大阪樟蔭女子大学児童学部児童学科 3年生 1名
 3) 場所 イコーラム
 4) 内容 日常業務体験、講座・イベント補助

②近畿大学

- 1) 期間 平成29年8月19日(土)～9月2日(土)
 2) 実習生 近畿大学総合社会学部総合社会学科心理系専攻 3年生 2名
 3) 場所 イコーラム
 4) 内容 日常業務体験、講座・イベント補助

③関西学院大学ハッピーキャリアプログラム

- 1) 期間 平成30年2月17日(土)、20日(火)、21日(水) 3日間
 2) 実習生 関西学院大学ハッピーキャリアプログラム(女性の仕事復帰・起業コース) 1名
 3) 場所 財団事務局
 4) 内容 日常業務体験、講座・イベント補助

6. 販売事業

(1) オリジナルDVD、ハンドブック等の販売

【事業概要】

1) 目的

当財団独自の調査研究、主催講座に基づいて企画、制作したオリジナルDVDや実施してきた事業のノウハウを盛り込んだハンドブックを販売する。

【事業内容・実績】

1) オリジナルDVD

販売実績

	作品名	制作年	価格	販売数
1	Women Pioneers-女性先駆者たち 1 はじめに 日本女性の地位 縫田暁子（放送ジャーナリスト）	2011	5,000	0
2	Women Pioneers-女性先駆者たち 2 高田ユリと消費者運動 高田ユリ（消費者運動家）	2011	5,000	0
3	Women Pioneers-女性先駆者たち 3 市川房枝と婦人参政権のあゆみ 市川房枝（政治家、社会運動家）	2011	5,000	0
4	Women Pioneers-女性先駆者たち 4 三淵嘉子 法曹界の扉を開く 三淵嘉子（弁護士、裁判官）	2011	5,000	0
5	Women Pioneers-女性先駆者たち 5 加藤シヅエと家族計画 加藤シヅエ（家族計画運動家、政治家）	2011	5,000	0
6	Women Pioneers-女性先駆者たち 6 阿武喜美子 科学の世界に挑む 阿武喜美子（科学者、農学博士）	2011	5,000	0
7	Women Pioneers-女性先駆者たち 7 浅賀ふさと医療社会事業 浅賀ふさ（医療ソーシャルワーカー）	2011	5,000	4
8	Women Pioneers-女性先駆者たち 8 江上フジと子ども、婦人番組 江上フジ（放送ジャーナリスト、婦人問題研究家）	2011	5,000	0
9	Women Pioneers-女性先駆者たち 9 山高しげりと母子福祉 山高しげり（女性運動家、政治家）	2011	5,000	0
10	Women Pioneers-女性先駆者たち 10 野上弥生子 小説と婦人運動家たち 野上弥生子（小説家）	2011	5,000	0
11	Women Pioneers-女性先駆者たち 全巻セット	2011	40,000	0セット (0)
12	働く女性の60年（日本語版）	2005	5,000	0
13	3歳児神話をこえて Part1 岩堂美智子	1999	4,500	0
14	3歳児神話をこえて Part2 村本邦子	1999	4,500	0
15	3歳児神話をこえて Part3 赤松彰子	1999	4,500	0
16	3歳児神話をこえて Part4 村田和子	1999	4,500	0
17	3歳児神話をこえて Part5 汐見稔幸	1999	4,500	0
18	3歳児神話をこえて 全5巻セット	1999	20,000	0セット (0)
合計				4

2) ハンドブック等

販売実績

	書籍名	発行年	価格	販売数
1	Dawn Hand Book① 女性のための相談事業ハンドブック	1999	600	24
2	Dawn Hand Book② 女性情報とライブラリー活動	1999	600	0
3	Dawn Hand Book③ メディア・リテラシーとジェンダー	2000	600	0
4	Dawn Hand Book④ 女性のグループ・ネットワークのための組織開発ハンドブック	2001	600	販売終了
5	Dawn Hand Book⑤ 人と情報を結ぶ 情報相談ハンドブック	2001	600	0
6	Dawn Hand Book⑥ 相談現場から見える現代社会と女性センターの役割	2006	800	8
7	ブックレット『Women Pioneers－女性先駆者たち』	2011	1,800	14
合計				46



（２）海外女性監督ドキュメンタリー作品等の収集・加工・販売

【事業概要】

1) 目 的

日本で未公開の海外女性監督ドキュメンタリー作品等を独自に収集、日本語に翻訳加工したDVDを販売する。

【事業内容・実績】

2) 海外女性監督ドキュメンタリー作品DVD

販売実績

	作品名	制作年	価格	販売数
1	故郷を失った人々 Caught in Between	2004	5,000	0
	故郷を失った人々 Caught in Between 上映権付		10,000	0
2	Fashion Resistance ～暴力を着る～	2006	5,000	0
	Fashion Resistance ～暴力を着る～ 上映権付		10,000	0
3	稟愛（ビンアイ）～三峡ダム建設に挑む農民の闘い～	2007	5,000	0
4	Labor Women～アメリカ社会を変える 働くアジア女性の闘い～	2003	5,000	1
5	お母さん（UMMA）～お母さんを探して～	2005	18,000	0
6	恋人からの暴力～死にいたる愛～	1999	12,000	1
7	不適切な行動：高校生間のセクシュアル・ハラスメント	1997	15,000	0
8	自分らしく生きる～やわらかい家族のかたち～	2001	10,000	1
9	心の旅路～わたしの家族の物語～	2003	15,000	0
10	壺～イスラム社会を生きる女たち～	2005	8,000	0
11	医師クローゼットの場合～アフリカの大地で～	2001	18,000	0
12	韓国発 映画をつくる女たち	2001	18,000	0
13	ドラッグの恐怖～むしばまれる若者たち～	2000	15,000	0
			合計	3

（３）東北女性の手仕事・物産品の販売

【事業概要】

1) 目 的

財団が平成 26 年度に開催した「東北女性の手仕事物産展『どーんと東北！いわて、みやぎ、ふくしまから』」の際に買い取った、東北の女性たちが作った手仕事品を引き続き販売する。

【事業内容・実績】

委託販売実績

	販売場所	金額（円）
1	ドーン運営共同体	9,600
2	イコーラム	42,500
3	神戸市看護大学あざみ祭（平成 29 年 5 月 27 日）	48,100
合計		100,200

第3 受託事業

1. 国受託事業

(1) 内閣府「東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業」

【事業概要】

1) 目的

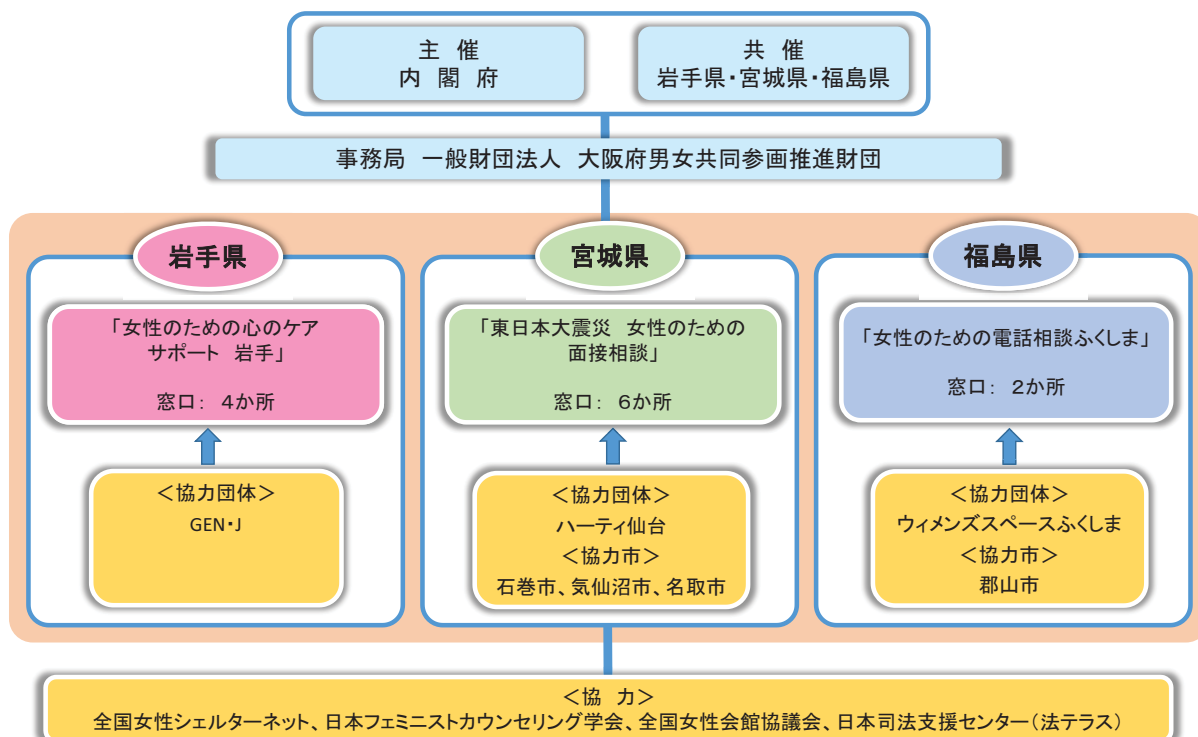
東日本大震災からまもなく6年となるが、被災地では依然として、長期の避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性が様々な不安や悩みを抱え、また、配偶者等からの暴力等女性に対する暴力も発生している。内閣府では、平成23年度から、女性相談を行っている全国の女性支援団体から相談員を被災地に派遣し、地元の地方公共団体及び特定非営利活動法人等と協力して、女性のための相談事業を実施している。

平成29年度においても、行政と民間による切れ目のない支援を目指し、引き続き、女性の悩み相談を受け付ける臨時相談窓口を開設し、必要に応じて関係機関につなぐ取組を実施するとともに、被災3県及び当該県内市町村の相談機能の回復に資する研修を継続実施することにより、被災者の心の復興及び被災地の復興を図ることを目的とする。

【事業内容・実績】

①実施体制

- ・主 催 内閣府
- ・共 催 岩手県、宮城県、福島県
- ・協 力 一般社団法人GEN・J
NPO法人ハーティ仙台
NPO法人ウィメンズスペースふくしま
NPO法人全国女性シェルターネット
NPO法人日本フェミニストカウンセリング学会
NPO法人全国女性会館協議会
日本司法支援センター（法テラス）
- ・事務局 ドーン財団（一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団）



②事業期間 平成 29 年 4 月 1 日（土）～平成 30 年 3 月 31 日（土）

③相談拠点及び臨時相談窓口の開設

- ・ 開設場所 岩手県内、宮城県内及び福島県内
- ・ 開設期間 事業期間に同じ
- ・ 相談の対象
 - ・ 震災に関連する女性の悩み全般に関する相談
 - ・ 配偶者等からの暴力や性犯罪などに関する相談
- ・ 相談対応の種類
 - ・ 岩手県及び宮城県：窓口（面接）相談、訪問相談等
 - ・ 福島県：電話相談、窓口（面接）相談、訪問相談等
- ・ 相談の記録 相談員は受けた相談を記録する。

④アドバイザー派遣

- 1) 派遣内容 岩手県、宮城県及び福島県に、それぞれ全国からアドバイザーを月 1 回程度派遣し、各回 4 時間程度の事例検討会、スーパービジョン等を実施する。
- 2) 派遣期間 事業期間に同じ
- 3) 受講対象者 本事業に携わる地元相談員及び地元行政機関の相談員

⑤地元行政機関の相談機能回復研修

被災 3 県の意向に基づき、各県内の配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等及び市町村の相談担当者を対象とする研修を実施する。

⑥事業報告書の作成

（２）内閣府「女性に対する暴力被害者支援のための

官官・官民連携促進ワークショップ事業」

【事業概要】

1) 目 的

第４次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）においては、配偶者等からの暴力の被害者に対する支援に当たっては、その中核としての役割を担う都道府県と最も身近な行政主体である市町村が、適切な役割分担と相互連携の下に、各種取組を効果的に実施することとされている。

また、本基本計画においては、市町村における配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）の数を、平成32年までに150か所とする成果目標が設定された。

全国の支援センターにおける相談件数は、毎年増加しており、平成27年度には111,630件に上った。なお、平成28年11月現在における市町村設置の支援センターの数は、98箇所にとどまっている。

被害者がどの地域においても、質の高い支援が受けられるようにするためには、相談体制の充実を図るとともに、都道府県及び市町村の関係機関の連携を核としつつ、民間団体を含めた広範な関係機関の参加と連携協力の下、被害者の保護から自立支援に至る各段階にわたり、被害者の置かれた状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行うことが重要である。

本事業においては、支援センターにおける相談対応の質の向上、被害者支援における官官・官民の連携強化の促進及び支援センターの設置促進による支援の更なる拡充を図ることを目的として、支援センター設置を検討している市区町村（以下「市町村」という。）へのアドバイザー派遣、支援センターを設置した地方公共団体の取組事例検証並びに支援センター長、地方公共団体の支援センター主管課等の行政職員及び支援センターの相談支援業務に携わる官民の相談員を対象としたワークショップを実施する。

【事業内容・実績】

①支援センター長を対象としたワークショップの企画及び運営・実施

- 1) と き 平成 29 年 8 月 30 日（水）～31 日（木）
- 2) 場 所 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）
- 3) 参加者数 68 名

②行政職員を対象としたワークショップの企画及び運営・実施

- 1) と き 平成 29 年 9 月 4 日（月）～5 日（火）
- 2) 場 所 東京ウィメンズプラザ
- 3) 参加者数 50 名

③相談員を対象としたワークショップの企画及び運営・実施

【熊本開催（中国・九州・沖縄ブロック）】

- 1) と き 平成 29 年 10 月 2 日（月）～3 日（火）
- 2) 場 所 くまもと県民交流館パレア
- 3) 参加者数 46 名

【東京開催（北海道・東北・関東・甲信越ブロック）】

- 1) と き 平成 29 年 10 月 12 日（木）～13 日（金）
- 2) 場 所 東京ウィメンズプラザ
- 3) 参加者数 59 名

【大阪開催（中部・近畿・四国ブロック）】

- 1) と き 平成 29 年 10 月 25 日（水）～26 日（木）
- 2) 場 所 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）
- 3) 参加者数 54 名

④アドバイザー派遣事業

アドバイザー派遣 1 カ所

⑤取組事例集検討会の運営及び事例集作成

検討会（4 回）の開催及び事例集作成

⑥各種報告書の作成

研修内容や各研修後のアンケート調査結果、次年度以降の研修内容や構成の改善に資するための分析及び評価等を記載し、取りまとめた。

（３）内閣府「若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業」

【事業概要】

1) 目 的

「第４次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）において、暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を強力に推進することとされている。また、「女性活躍加速のための重点方針 2016」において、児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図るとされている。

これらを踏まえ、若年層に対する予防啓発の拡充及び教育・学習の充実を図るため、若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にある者、地方公共団体において若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を担当している行政職員及び若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を行っている民間団体を対象として、効果的な予防啓発手法等を習得するための研修等を実施する。

【事業内容・実績】

①研修の実施

若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修を下記対象者へ実施した。

【主な対象者】

- ・若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にある者
- ・地方公共団体において若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を担当している行政職員
- ・若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を行っている民間団体

【中国・九州・沖縄ブロック】

- 1) と き 平成29 年11 月20 日（月）10:30～17:30
- 2) 場 所 くまもと県民交流館パレア
- 3) 参加者数 51名

【北海道・東北・関東・甲信越ブロック】

- 1) と き 平成29 年11 月27 日（月）10:30～17:30
- 2) 場 所 東京ウィメンズプラザ
- 3) 参加者数 96名

【中部（甲信越を除く）・近畿・四国ブロック】

- 1) と き 平成29年12月15日（金）10:30～17:30
- 2) 場 所 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）
- 3) 参加者数 91名

②フォローアップアンケート調査票の作成、送付及び集計結果の取りまとめ

③若年層を対象とした女性に対する暴力に関する意見交換会の実施

④事業報告書の作成

研修内容や各研修後のアンケート調査結果、次年度以降の研修内容や構成の改善に資するための分析及び評価等を記載し、取りまとめた。

（４）内閣府「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」

【事業概要】

1) 目 的

性犯罪・性暴力被害は、その特性から被害が潜在化する傾向にあり、平成26年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、異性から無理やりに性交された経験のある女性のうち、どこ（だれ）にも相談しなかった者は67.5％に上っている。一方、被害を警察に連絡・相談した者は4.3％にとどまっている。

「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）においては、性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制及び被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制整備を図ることとされている。

これらを踏まえ、性犯罪・性暴力被害者（以下「性犯罪被害者等」という。）が被害を訴えることを躊躇せずに、安心して必要な相談・支援を受けられる相談体制等を整備するため、地方公共団体において性犯罪被害者等の支援を担当する行政職員及び性犯罪被害者等の支援機関（男女共同参画センター、性犯罪被害者等のためのいわゆるワンストップ支援センター等）の相談員を対象とする研修を実施する。

【事業内容・実績】

①研修の実施

【地方公共団体で性犯罪被害者等の支援を担当する行政職員研修】

地方公共団体等で性犯罪被害者等支援を担当する行政職員等を対象に、性犯罪被害者等を支援するために必要な体制整備等に係る知識を学ぶ研修を実施した。

- 1) と き 平成30年2月15日（木）～16日（金）
- 2) 場 所 東京ウィメンズプラザ
- 3) 参加者数 35名

【民間支援団体等において性犯罪被害者等の支援を行っている又は行う予定の支援員研修】

性犯罪被害者の支援を行っている又は行う予定のある支援員等を対象に、性犯罪被害直後及び中長期の支援に必要な知識やスキルを習得するための研修を実施した。

【大阪開催】

- 1) と き 平成30年1月9日（火）～10日（水）
- 2) 場 所 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）
- 3) 参加者数 57名

【福岡開催】

- 1) と き 平成30年1月18日（木）～19日（金）
- 2) 場 所 クローバープラザ
- 3) 参加者数 22名

【東京開催】

- 1) と き 平成30年2月1日（木）～2日（金）
- 2) 場 所 東京ウィメンズプラザ
- 3) 参加者数 42名

②研修実績報告書の作成

研修内容や各研修後のアンケート調査結果、次年度以降の研修内容や構成の改善に資するための分析及び評価等を記載し、取りまとめた。

2. 大阪府受託事業

(1) 大阪府男女共同参画推進のための相談事業等業務【府民文化部】

【事業概要】

1) 目 的

大阪府では、すべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現を目指している。本事業は広域自治体としての男女共同参画の視点に立った相談事業の実施や、市町村の同様の相談事業に携わる職員への研修を行うなど、高度な専門性と市町村支援機能を発揮することにより、男女を問わず、様々な人々がその個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目的として実施する。

2) 期 間 平成 29 年 4 月 1 日（土）～平成 30 年 3 月 31 日（土）

3) 場 所 ドーンセンター サポート・カウンセリングルーム（2F）

【事業内容】

①女性相談（面接相談）

1) 日 時 火～金曜日 17:00～21:00 土・日曜日 10:00～18:00

2) 相談時間 年間 1,616 時間

3) 相談員 専門の女性カウンセラー

②女性相談（電話相談）

1) 日 時 火～金曜日 17:00～21:00 土・日曜日 10:00～16:00

2) 相談時間 年間 1,513 時間

3) 相談員 女性相談員

③女性相談（インテーク）

1) 目 的 相談に関する問い合わせや面接相談の予約受付業務及び相談来訪者対応を行うとともに、より適切な相談機関につなぐためのインテーク（受け入れ）や情報提供業務を行う。

2) 日 時 火～金曜日 13:30～18:00 18:45～21:00

土・日曜日 9:30～13:00 13:45～18:00

④カウンセラー派遣

1) 目 的 配偶者からの暴力による被害者の自立を支援するため、被害者を保護している民間シェルターに対し、被害者の心理的指導を行う女性カウンセラーを派遣する。

2) 派遣・相談件数 年間 48 件

⑤DV被害者のためのサポート・グループ

- 1) 目 的 ドメスティック・バイオレンス等を経験した女性が集まり、グループでファシリテーターと共に自分の経験や悩みを語り合うことを通じて相互に支え合い、現在の状況を整理し、自尊感情を取り戻し、問題解決能力を身に付けるための支援を行う。
- 2) 期 間 平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月
- 3) 場 所 ドーンセンター サポート・カウンセリングルーム（2F）
- 4) 参加人数 延べ 50 名



⑥法律相談（DV被害・性暴力被害女性対象）

- 1) 目 的 女性問題に詳しい女性弁護士による女性の視点に基づいた法律問題に関する面接相談を行うことにより、DV被害、性暴力被害に苦しむ女性の生き方を支援する。
- 2) 期 間 平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月
毎月第 3 木曜日 14:00～16:00
※各日 1 人 30 分 全 4 枠
- 3) 場 所 ドーンセンター サポート・カウンセリングルーム（2F）
- 4) 相談者数 年間 30 名



⑦男性相談（電話相談）

- 1) 目 的 DV加害・被害をはじめ、経済問題、人間関係、介護離職など、様々な問題を抱える男性への支援として、男性相談員による相談を実施する。
- 2) 期 間 平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月
- 3) 日 時 第 2・3 土曜日 17:00～21:00
その他の週 水曜日 16:00～20:00
- 4) 相談時間 年間 204 時間
- 5) 相談員 男性相談員



⑧大阪府内市町村における相談員及び相談事業担当者のためのブロック別情報交換・事例検討会の開催

- 1) 目的 大阪府内市町村の女性のための相談窓口や男女共同参画センターの女性相談を充実させていくために、府内各ブロックの相談員及び相談事業担当者と情報交換や事例検討を行う。各ブロックの相談員及び相談事業担当者が抱える課題を解決し力量を上げていくことで、大阪府全体の女性相談の技術向上、府民サービスを高めることをめざす。

また、当事業の実施による事例から浮かび上がる相談に係る課題は、今後ドーンセンターで行う研修事業等の企画やテーマ等に反映させ、一層の解決をはかっていく。

- 2) 期 間 平成 29 年 9 月～11 月

- 3) 出席者 各ブロックの自治体・男女共同参画センターの相談員及び相談事業担当者

- 4) スーパーバイザー 大阪府女性相談センターケースワーカー、ドーン財団カウンセラー

- 5) 開催場所

	地域	対象市町村	開催日／場所	参加者数
1	豊能	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町	9 月 26 日（火）14:00～16:00 箕面市役所第三別館 2 階会議室	12 名
2	三島	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町	9 月 20 日（水）14:00～16:30 茨木市立男女共生センターローズWAM 404/405 会議室	19 名
3	北河内	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	10 月 17 日（火）14:00～16:30 門真市役所本館 3 階第 5 会議室	22 名
4	大阪市・中河内	大阪市、八尾市、柏原市、東大阪市	10 月 5 日（木）14:00～16:00 東大阪市役所本庁舎 22 階会議室 1（北）	18 名
5	南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	10 月 25 日（水）14:00～16:30 藤井寺市立市民総合会館本館 4 階中会議室 B	19 名
6	泉北	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町	10 月 19 日（木）14:00～16:30 和泉市男女共同参画センターモアいずみ北棟 4 階研修室	11 名
7	泉南	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、岬町、阪南市	11 月 2 日（木）14:00～16:30 泉南市人権ふれあいセンター 2 階会議室	13 名
				(延) 114 名

⑨大阪府内市町村相談員等研修会～大阪府内７ブロック情報交換・事例検討会から見てきた課題

- 1) 目 的 平成 29 年度「大阪府内市町村における相談員及び相談事業関係者のためのブロック別情報交換・事例検討会」を開催することで、各ブロックから浮かび上がってきた課題を全体で共有し、課題解決に向けての学びを深める。それらの課題を今後の相談事業や研修・啓発事業にどのような反映していくのか、男女共同参画関係担当課及び女性／男女共同参画センターとしての役割について学ぶ。
- 2) 日 時 平成 30 年 1 月 25 日（木）14:00～16:00
- 3) 場 所 ドーンセンター 大会議室（４Ｆ）
- 4) 対 象 大阪府内男女共同参画施策に関わる職員、女性相談に関わる相談員等
- 5) 参加費 無料
- 6) 内容・参加実績 定員:30 名、申込者数:42 名

	日時	テーマ／講師	参加者数
1	1 月 25 日（木） 14:00～16:00	女性相談・DV相談の対応の視点とヒント ・角田法子（大阪府女性相談センター相談支援課 総括主査） 女性のエンパワメントのための相談事業のあり方 ・宮本由起代（NPO法人心のサポート・ステーション代表理事、ドーン財団カウンセラー）	32 名

⑩大阪府内市町村相談員等スキルアップ研修

- 1) 目 的 大阪府内の市町村において女性相談を担っている相談員等が、より専門性を高めるため、相談対応に必要な知識と技術のさらなる向上をめざすとともに、ロールプレイや事例検討を通し、日頃抱えている困難な対応課題の解決につながる実践的な研修を実施する。
- 2) 日 時 平成 29 年 6 月 30 日（金）13:30～16:30
平成 29 年 7 月 14 日（金）13:30～16:30
- 3) 場 所 ドーンセンター 中会議室 1・2（４Ｆ）
- 4) 対 象 大阪府内市町村の相談員及び相談業務を担う行政職員、大阪府内男女共同参画センターの相談員及び相談事業担当職員
- 5) 参加費 無料
- 6) 内容・参加実績 定員:40 名、申込者数:44 名

	日時	テーマ／講師	参加者数
1	6 月 30 日（金） 13:30～16:30	DVの特徴を理解する 被害者・子どもの心理や行動、加害者の行動を理解し、ワークショップを通じて行政としての基本的姿勢・対応を学ぶ。 ・大石由美子（兵庫県女性家庭センター総務課 主任）	22 名
2	7 月 14 日（金） 13:30～16:30	事例検討 複合的な困難をかかえる女性支援の相談対応を考える。 ・宮本由起代（NPO法人心のサポート・ステーション代表理事、ドーン財団カウンセラー）	18 名
			(延) 40 名

（２）大阪府不妊専門相談センター事業【健康医療部】

【事業概要】

- 1) 目 的 不妊・不育に悩む人々の身体的・精神的負担の軽減と、出産を望む人々への支援を図るとともに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点から女性の心身の健康促進に資する。
- 2) 場 所 ドーンセンター 相談室・会議室等

【事業内容・実績】

①不妊・不育にまつわる面接相談

- 1) 目 的 不妊・不育にまつわるさまざまな相談を女性医師が面談にて受けるとともに、必要な情報提供を行う。
- 2) 日 時 毎月第4土曜日 16:00～17:00 要予約
1組30分、月2組実施
- 3) 相談員 女性産婦人科医師（助産師1名同席）

②不妊・不育にまつわる電話相談

- 1) 目 的 不妊・不育にまつわるさまざまな相談を専門の相談員が電話にて受けるとともに、必要な情報提供を行う。
- 2) 日 時 第1・第3水曜日 10:00～19:00
第2・第4水曜日 10:00～16:00 ※第5週、水曜日祝日・年末年始を除く
第4土曜日 13:00～16:00
- 3) 相談員 助産師（第4土曜日の15:00～16:00は、原則として産婦人科医師も同席）

③サポート・グループ

- 1) 目 的 不妊にまつわる悩みを抱えた女性が、経験や悩みを分かち合える場を提供する。同じ立場の人同士が交流することを通して自身の状況を整理し、心理的負担の軽減を図る。
- 2) 場 所 ドーンセンター 調理室（4F）他

・第1回「不妊治療後の妊娠・出産・子育てと二人目不妊」&ボディワーク「リラックス・ヨガ」

- 1) 期 間 平成29年5月18日（木）～7月27日（木）全6回
隔週木曜日 いずれも13:30～15:30
- 2) ファシリテーター 金美江・田中佳織（助産師）
- 3) ボディワーク講師 猿渡美穂（NPO法人日本ヨガ振興協会認定講師）
- 4) 参加者数 定員:12名、申込者数:6名、参加者:6名、延べ参加人数:23名
- 5) 話し合いのテーマ 「治療と仕事の両立について」「夫・姑・実母との関係」「子ども・育児のこと、未来についての不安について」等



・第2回「不育・習慣性流産と治療後流産」

- 1) 期 間 平成29年8月4日（金）～9月29日（金）全5回
隔週金曜日 いずれも14:00～16:00
- 2) ファシリテーター 内田和枝・能勢圭子（助産師）
- 3) 参加者数 定員:12名、申込者数:5名、参加者:4名、延べ参加人数:13名
- 4) 話し合いのテーマ 「周囲とのかかわり方」「治療をやめるときの決断と納得等」
「人生を豊かにする方法」等

・第3回「子どものいない人生のこと、話し合ってみませんか」

- 1) 期 間 平成30年1月13日（土）～3月24日（土）全6回
隔週土曜日 いずれも10:00～12:00
- 2) ファシリテーター 矢野恵子・田中佳織・内田和枝・林祐子（助産師）
- 3) 参加者数 定員:12名、申込者数:19名、参加者:15名、延べ参加人数:67名
- 4) 話し合いのテーマ 「人間関係の持ち方」「気分転換の方法」「治療のやめ時」等

・特別編 男性対象「治療中の妻へのサポートを考える」

- 1) 日 時 平成29年12月2日（土）全1回14:00～16:00
- 2) ファシリテーター 田中佳織（助産師）
- 3) 話題提供者 不妊治療を経験したYさんご夫妻
- 4) 参加者数 定員:12名、申込者:5名、参加者:4名
- 5) 話し合いのテーマ 「情報の獲得方法」「妻とのコミュニケーション」「妻へのサポート」等

④医療の情報提供セミナー「男性不妊治療・検査の最前線～その現状と課題～」

- 1) 目 的 長年、不妊は女性側に原因があるとされ、不妊治療は女性のものだった。近年やっと、不妊の原因は、男女共に同程度の確率であることが明らかになってきた。不妊治療を開始するにあたっては、二人で受診し、女性も男性も検査を受けることが大変重要になっている。しかし、「男らしさ」を重視する日本社会においては、男性が不妊検査を受けることに、まだまだ大きな抵抗がある。ゆえに、どのような検査が必要で、どのような治療があるのか、広く周知されていないのが現実である。今回、男性不妊治療の専門家であり女性不妊に対しても造詣の深い生殖医療専門医を迎え、男性不妊治療・検査の現状と課題を聞く。不妊当事者カップルが、男性不妊治療に対する理解を深め、不妊を二人の問題として捉え、二人が協力して治療に向き合うきっかけとする。大阪府より、「特定治療支援事業」の現状についての説明の時間をもち、男性不妊助成制度の啓発とする。
- 2) 日 時 平成29年9月9日（土）14:00～16:00
- 3) 場 所 ドーンセンター 大会議室3（4F）
- 4) 対 象 不妊当事者、当事者家族、医療関係者、不妊カウンセラー等テーマに関心のある人
- 5) 定 員 40名程度
- 6) 内 容 申込者数 65名



	日時	テーマ／講師	参加者数
1	9月9日（土） 14:00～16:00	男性不妊治療・検査の最前線～その現状と課題～ ・石川智基医師（リプロダクションクリニック CEO） 大阪府からの特定治療支援事業についての現状説明 ・大阪府健康医療部保健医療室担当者	50名

⑤公開講座

・公開講座 不妊当事者女性対象「青空フォーカシングを体験する」

- 1) 目 的 フォーカシングとは、心理療法的一种で、身体を使って自己の気づきを促し、心を癒していく、独特のプロセスである。不妊に悩む当事者が、自分の身体を感じることで、悩みを客観的に感じるフォーカシングのプロセスを通して、心理的負担の軽減を図る。
- 2) 日 時 平成29年9月15日（金）14:00～16:00
- 3) 場 所 ドーンセンター 多目的ルーム（地下）
- 4) 対 象 不妊当事者女性
- 5) 定 員 30名程度
- 6) 内 容 申込者数 20名

	日時	テーマ／講師	参加者数
1	9月15日（金）	青空フォーカシングを体験する ・堀田敬子（心理カウンセラー、カウンセリングルーム with 代表）	16名

・公開講座「実子以外の選択肢『里親』を考える」

- 1) 目 的 不妊治療のゴールは妊娠・出産と捉えられがちであるが、不妊カップルが子どもを持ち育てるには、「里親・養子」という選択肢もある。行政担当者と里親・里子当事者の話を聞く機会を提供し、里親制度の詳細を知ることにより、不妊治療終了後の選択肢を増やし、不妊当事者の心理的負担の軽減を図る。
- 2) 日 時 平成29年11月11日（土）14:00～16:15
- 3) 場 所 ドーンセンター 中会議室（4F）
- 4) 対 象 不妊当事者、当事者家族、医療関係者、不妊カウンセラー等、テーマに関心のある人
- 5) 定 員 30名程度
- 6) 内 容 申込者数 19名

	日時	テーマ／講師	参加者数
1	11月11日（土）	実子以外の選択肢「里親」を考える ・制度説明：田邊敦子（（公社）家庭養護促進協会） ・体験談：Yさんご夫妻 Mさん	16名

・公開講座「不妊治療とお金の話～治療にいくらかけても大丈夫？～」

- 1) 目 的 不妊治療中は「どうすれば妊娠できるか」ばかり考えマネープランやライフプランは置き去りになりがちである。しかしその後の教育資金や自分たちの老後資金等も考えながら、治療をしていく必要がある。不妊治療経験のあるファイナンシャル・プランナーより、治療とマネープラン、ならびにライフプランについての情報提供を行う。それにより、カップルで不妊治療についての話し合いのきっかけとする。
- 2) 日 時 平成 30 年 2 月 24 日（土）10:00～12:00
- 3) 場 所 ドーンセンター 視聴覚スタジオ（5 F）
- 4) 対 象 不妊当事者、当事者家族、医療関係者、不妊カウンセラー等、 テーマに関心のある人
- 5) 定 員 30 名程度
- 6) 内 容 申込者数 52 名

	日時	テーマ／講師	参加者数
1	2 月 24 日（土）	不妊治療とお金の話～治療にいくらかけても大丈夫？～ ・宮野真弓（FP オフィスみのりあ代表、1 級ファイナンシャル・プランニング技能士）	43 名

⑥ホームページ（<http://www.dawn-ogef.jp/funin-osaka/>）の管理・運営

- 1) 目 的 インターネットを活用して、不妊に悩む人々に役立つ情報を発信するとともに、過去のサポート・グループ参加者の感想等も掲載し、不妊専門相談センター事業を広く PR する。
また、電話相談を利用できない方に対して、インターネットを通じて必要な情報を気軽に入手できる環境を整備する。
- 2) 掲載内容 掲載内容は「事業案内」「事業実績（過去の事業一覧、講座の感想やサポート・グループ参加者のコメント）」「基礎情報等の提供」である。

基礎情報等の提供のテーマ	
1. 不妊の基礎知識	5. 妊娠を妨げる生活習慣とその予防
2. 不育の基礎知識	6. 二人目不妊
3. からだの基礎知識	7. 男性不妊
4. 妊娠を妨げる病気	8. 不妊に悩む人の周囲の方々へ

(3) 大阪府における男女共同参画施策に関わる市町村職員のための研修企画・運営業務【府民文化部】

【事業概要】

1) 目的

女性の活躍推進に注目が集まり、男性の育児・家事への参画が話題となる一方、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識、マタハラなどのハラスメント、DV（ドメスティックバイオレンス）など、依然として解決すべき課題は多い。社会が変革期を迎える中、市町村の男女共同参画施策に携わる職員においては、地域の実情と解決すべき課題を理解し、情報の発信や適切な啓発活動を実施していくことが求められている。

本事業は、研修を通じて、男女共同参画施策に携わる市町村職員が、様々な課題を男女共同参画の視点でとらえ、男女共同参画社会の実現に資する研修・セミナー等の企画・立案が行えるよう、総合的な力量を形成することを目的とする。

【事業内容・実績】

①大阪府における男女共同参画施策に関わる市町村職員のための研修プログラム【基礎編】

【事業概要】

1) 目的

男女共同参画施策に関わる職員が、社会動向を見ながら、様々な課題を男女共同参画の視点でとらえ、男女共同参画社会を推進していくための総合的なスキルを身につけることをめざす。また、研修を通して、市町村職員間のネットワークづくりを図ることにより、連携を促進する。

【事業内容・実績】

- 1) 場 所 ドーンセンター 大会議室2（5F）ほか
- 2) 対 象 府内市町村において男女共同参画施策に関わる行政職員、関係機関及び関連施設の職員
- 3) 参加費 無料
- 4) 内容・参加実績 定員:40名、申込者数:63名、決定者数:63名

	日時	テーマ／講師	参加者数
	5月11日（木） 10:00～10:30	オリエンテーション	---
1	5月11日（木） 10:30～12:30	世界の流れ・日本の動き、現代社会の様々な課題を知る ・白井文（ドーン財団業務執行理事、前尼崎市長、グンゼ株式会社取締役役）	34名
2	5月11日（木） 13:30～15:30	男女共同参画に関する基本的な法律について学ぶ ・段林和江（ドーン財団理事長、弁護士）	35名
3	5月18日（木） 14:00～16:00	女性の労働と貧困問題、大阪の課題 ・伊田久美子（大阪府立大学人間社会学システム科学研究科教授、女性学研究センター主任、ドーン財団理事）	37名
4	5月25日（木） 14:00～16:00	女性相談とは何か～その特徴と相談事業のあり方～ ・景山ゆみ子（臨床心理士、元名古屋総務局男女平等参画推進室主幹）	36名
			(延) 142名

②大阪府における男女共同参画施策に関わる市町村職員のための研修プログラム【応用編】

【事業概要】

1) 目 的

基礎編に同じ

【事業内容・実績】

1) 場 所 ドーンセンター 中会議室 1（4 F）

2) 対 象 府内市町村において男女共同参画施策に関わる行政職員、関係機関及び関連施設の職員

3) 参加費 無料

4) 内容・参加実績 定員:20 名、申込者数:25 名、決定者数:25 名

	日時	テーマ／講師	参加者数
1	8 月 8 日（火） 13:30～16:30	講座の企画・立案～アイデアをかたちに～ ・川中大輔（シチズンシップ共育企画代表、龍谷大学社会学部 現代福祉 学科 専任講師）	22 名
2	8 月 22 日（火） 14:00～16:00	啓発効果を上げるためのポイント ・仁科あゆ美（ドーン財団理事兼本部長）	20 名
			(延) 42 名

（４）ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）被害者対応マニュアル改訂等業務

【府民文化部】

【事業概要】

1) 目 的

ＤＶの被害者の発見及び通報において、積極的な役割が期待される医師等の医療関係者や、親のＤＶを間近に見たり聞いたりする子どもと接する可能性のある学校教職員を対象に、ＤＶ被害者への理解と適切な対応ができるよう、発注者が平成 23 年度に作成した「医療関係者向けＤＶ被害者対応マニュアル」及び平成 24 年度に作成した「教職員向けＤＶ被害者対応マニュアル」について、作成から数年が経過していることから、最新の情報に更新する。併せて、関係者への理解と周知を図るため、本マニュアルを用いた説明会を開催する。

2) 期 間 平成 29 年 6 月 21 日～平成 30 年 3 月 31 日

【事業内容・実績】

①ＤＶ被害者対応マニュアル改訂のための作成ワーキングからの意見聴取

改訂内容を検討するための作成ワーキング（第 1 回～5 回）を設置し、そのメンバーから意見を聴取した。

②ＤＶ被害者対応マニュアル改訂原稿の作成

「医療関係者向けＤＶ被害者対応マニュアル（改訂）原稿」及び「教職員向けＤＶ被害者対応マニュアル（改訂）原稿」を作成した。

③ＤＶ被害者対応マニュアルを用いた説明会への講師派遣

（５）ワンストップ相談会への女性相談員派遣【府民文化部】

【事業概要】

1) 目 的

「相談会」に女性相談員を派遣し、女性からの相談に応じる。相談分野については、「女性の生き方等」に関する相談を担当する。

【事業内容・実績】

①「第３回 働く女性のためのお悩み相談会」への女性相談員派遣

- 1) 日 時 平成 29 年 9 月 1 日（金）・2 日（土） 両日とも 10:00～16:50
「OSAKA女性活躍推進 ドーン de キラリ フェスティバル 2017」内開催
- 2) 場 所 ドーンセンター 中会議室 1（4 F）ほか

②「専門家と一緒に考える女性のためのお悩み相談」への女性相談員派遣

- 1) 日 時 平成 30 年 2 月 2 日（金）・3 日（土） 両日とも 10:00～17:00
「ウーマンブリッジ 2018」内開催
- 2) 場 所 エル・おおさか本館 セミナールーム（3 F）

3. 東大阪市受託事業

(1) 東大阪市立男女共同参画センター（イコーラム）指定管理事業

【事業概要】

1) 目 的

東大阪市立男女共同参画センターは「男女共同参画社会基本法」の基本理念を踏まえ、女性と男性が互いにその人権を尊重し、性別にとらわれることなく、一人ひとりの能力と個性が十分に活かされる社会の実現をめざすための活動を行う拠点施設として設置された。

当財団は、指定管理者として、指定された管理運営を行うとともに、市民にホールや研修室の貸出を行なう。

2) 期 間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（5 年間）

3) 内 容 管理運営、事業（1 主催事業 2 市民協働事業 3 指定管理者自主事業）、情報、登録団体支援、相談事業

4. 他受託事業

(1) 他自治体受託事業

【事業概要】

1) 目 的

財団が長年にわたって働く女性や若年女性、あるいは男性を対象に実施してきたプログラムや人的ネットワークを駆使し、自治体から受託した連続講座を企画・実施する。

【事業内容・実績】

①三重県伊賀市「平成 29 年度男女共同参画講座事業」

・女性エンパワーメント講座

1) 目 的 職場や地域で役立つアサーションスキル（自分と相手を大切にする表現技法）について学ぶ。

2) 場 所 ハイトピア伊賀

日時	テーマ／講師
12月12日（火） 19:00～21:00	ワークショップ「さわやかで積極的な自己表現トレーニング」 ・乙倉恵子（キャリアコンサルタント）

・女性リーダー連続養成講座クローバーカレッジ修了生サポート講座

「あなたの力を地域に活かすⅡ～伊賀市クローバーカレッジ修了生のネットワークづくり～」

1) 目 的

- ・「クローバーカレッジⅠ～Ⅴ」の学びをもとに、更なる地域での積極的な活動を促進し、活躍へのモチベーション維持につなげるような情報の提供を行う。
- ・「再集合」の機会を提供し、修了生同士のネットワークを図る。
- ・「女性のリーダーシップを阻むものは何か？」ワークショップを通してその対応策等を考える。

2) 場 所 ハイトピア伊賀

日時	テーマ／講師
3月2日（金） 19:00～21:00	あなたの力を地域に活かすⅡ～伊賀市クローバーカレッジ修了生のネットワークづくり～ ・宮本由起代（NPO法人心のサポート・ステーション代表理事、 ドーン財団カウンセラー）

・男性連続講座

1) 目 的 性別に関係なく、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けては、地域全体で機運を高め、取組を進めていくことが大切である。男性には、男女共同参画社会、女性の活躍について理解し、地域の女性リーダーを支援し背中を押すこと、活躍できる環境を整えること、周囲にも働きかけていくこと等が求められている。これらを理解し、男性自身が、それぞれの地域や組織で取り組める具体的な方法を考える講座を開催する。

2) 場 所 ハイトピア伊賀

	日時	テーマ／講師
1	10月3日（火） 19:15～21:00	メディアを読み解き発信する！ ・時岡禎一郎（ドーン財団評議員、学校法人大阪女学院監事、元毎日新聞記者）
2	11月2日（木） 19:00～21:00	力を抜いて生きようよ～人生再設計のススメ！ ・宮本博文（特定非営利活動法人心のサポート・ステーション副代表理事）
3	2月15日（木） 19:00～21:00	「男」ができる10のこと ・焼野嘉津人（大阪府キャンプ協会事務局長、ドーン財団理事）

②大阪府泉大津市「平成 29 年度男女共同参画啓発講座」

・「女性のこころとからだを守る講座」(全 2 回)

- 1) 目 的 市民の男女共同参画意識を啓発し、男女共同参画社会の実現に資する。
- 2) 場 所 泉大津市立図書館内 にんじんサロン
- 3) 対 象 泉大津市民
- 4) 内 容

	日時	テーマ／講師
1	11 月 19 日 (日) 13:30～15:00	女性を守る法律と制度～DV防止法～ ・段林和江 (ドーン財団理事長、弁護士)
2	12 月 13 日 (水) 13:30～15:00	女性のライフサイクルとこころとからだの健康 (リプロダクティブ・ヘルス／ライツ) ・高田昌代 (神戸市看護大学教授、助産師、ドーン財団評議員)

③石川県「DV相談員等育成研修」

・「DV相談員等育成研修」(全 3 日)

- 1) 目 的 市町等におけるDV相談員を対象とした研修を実施し、安心して相談できる身近な相談体制を充実することにより、被害者の早期発見・通報につなげる。DV被害者に対する相談・保護から自立までの支援にあたっての十分な知識等に加え、支援スキルの向上のための事例検討やグループワーク、ロールプレイを交えて学ぶ。
- 2) 対 象 市町相談窓口職員、市町担当課職員、県内DV相談窓口等職員
- 3) 場 所 石川県女性センター 大会議室
- 4) 内 容

	日時	テーマ／講師
1	7 月 4 日 (火) 10:00～16:00	DV相談の基本的姿勢／被害者支援に関する法知識等
2	8 月 1 日 (火) 10:00～16:30	被害者支援～相談から一時保護、自立支援～／面接相談の技法等
3	9 月 1 日 (金) 10:00～16:00	若年層の支援／事例検討等

(2) 大学受託事業

【事業概要】

1) 目 的

大学から受託した講座を、当財団が長年にわたって実施してきたプログラムや人的ネットワークを駆使し、企画実施する。

【事業内容・実績】

①近畿大学総合社会学部「キャリアサポートセミナー」

1) 期 間 平成 29 年 9 月 25 日 (月) ～平成 30 年 2 月 5 日 (月)

2) 会 場 近畿大学

3) 対 象 近畿大学総合社会学部の主に 3 回生

4) 内 容

	日時	テーマ／講師
1	9 月 25 日 (月) 15:00～16:30	「エントリーシート対策 基礎編パート 1:自己分析の方法」 ・細谷晴美 (有限会社スリーシーシーパートナーコンサルタント)
2	11 月 20 日 (月) 15:00～16:30	「先輩に聴く」 ・荻野晋悟 (田代珈琲株式会社) ・藤野宏美 (NPO 法人 Co. to. hana) ・吉竹優子 (多陽星 代表)
3	12 月 18 日 (月) 15:00～16:30	「好感度をアップするマナーとファッション」 ・合田誠子 (キャリアコンサルタント)
4	1 月 15 日 (月) 15:00～16:30	「エントリーシート対策 基礎編パート 2:自己分析の効果的表現方法」 ・細谷晴美 (有限会社スリーシーシーパートナーコンサルタント)
5	1 月 22 日 (月) 15:00～16:30	「エントリーシート対策 実践編パート 1:エントリーシート作成」 ・細谷晴美 (有限会社スリーシーシーパートナーコンサルタント)
6	2 月 5 日 (月) 15:00～16:30	「エントリーシート対策 実践編パート 2:エントリーシート添削」 ・細谷晴美 (有限会社スリーシーシーパートナーコンサルタント)

②大阪女学院大学・短期大学「人権教育講座」

1) 日 時 平成 29 年 10 月 26 日 (木) ～10 月 27 日 (金)

2) 会 場 大阪女学院大学

3) 対 象 大阪女学院大学・短期大学の学生

4) 内 容

	日時	テーマ／講師
1	10 月 26 日 (木)・27 日 (金) 10:00～14:45	「メディア・リテラシー」 ・時岡禎一郎 (ドーン財団評議員、学校法人大阪女学院監事、元毎日新聞記者)
2	10 月 26 日 (木)・27 日 (金) 10:00～14:45	「女性に対する暴力」 ・仁科あゆ美 (ドーン財団理事兼本部長) ・関めぐみ (ドーン財団スタッフ)

第4 はなみずき女性支援センター事業（はなみずき基金充当事業）

1. 困難を抱える女性のための事業

（1）シングルマザーのための「はなみずきセミナー」

【事業概要】

1) 目的

シングルマザーが働き続けていく中で課題となること、仕事と子育ての両立の方法、子どもとの関係等について学び、自己尊重感や自信を回復し、働き続けていくことを応援するセミナーを実施する。

【事業内容・実績】

- 1) 日 時 平成 29 年 5 月 20 日、7 月 15 日、10 月 21 日、12 月 16 日、
平成 30 年 2 月 17 日（全 5 回）全土曜日 14:00～16:00
- 2) 場 所 ドーンセンター 視聴覚スタジオ（5 F）ほか
- 3) 対 象 シングルマザー、プレシングルマザー 各回 30 名程度
- 4) 参加費 無料
- 5) 一時保育 あり 無料
- 6) 共同主催 ドーン運営共同体（ドーンセンター指定管理者）
- 7) 協 力 全日空白鷺会大阪有志
- 8) 内容・参加実績 定員：各回 30 名、申込者数：128 名



	日時	テーマ／講師	参加者数
1	5 月 20 日（土） 14:00～16:00	わたしらしく過ごすための心理学レッスン ・竹之下雅代（ウィメンズカウンセリング京都フェミニストカウンセラー、 ドーン財団カウンセラー）	16 名
2	7 月 15 日（土） 14:00～16:00	アロマでセルフリラクゼーション ・生魚かおり（ウィメンズセンター大阪スタッフ、HCPS 認定臨床アロマセラ ピスト®）	23 名
3	10 月 21 日（土） 14:00～16:00	わたしがいきいき！子どもとの関係づくり 体験談発表：全日空白鷺会大阪有志 アドバイザー：小松明子（ウィメンズカウンセリング京都フェミニストカウ ンセラー、ドーン財団カウンセラー）	13 名
4	12 月 16 日（土） 14:00～16:00	仕事と子育て両立のためのスマート時間管理術 ・細谷晴美（キャリアコンサルタント）	15 名
5	2 月 17 日（土） 14:00～16:00	シングルマザーのやりくり家計術 ・久保田あき（ファイナンシャルプランナー）	22 名
			(延) 89 名

第5 ドーン運営共同体事業

1. 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）指定管理業務

（1）共同体構成員として

【事業概要】

1) 概 要

「ドーン運営共同体」は、ドーン財団、一般財団法人大阪府青少年活動財団、NPO法人大阪現代舞台芸術協会と株式会社菱サ・ビルウェアの4者により構成された組織である。

当財団は、共同体の構成員の1つとして、ドーンセンターの指定管理業務の役割の一部を担っている。

2) 共同体の設立目的

男女財団、青少年財団、施設管理会社、文化関係NPOの4団体による事業共同体として指定管理者に名乗りをあげ、個々の団体の特色を活かし、利用サイドに立った柔軟できめ細かい発想を活かす。このことで、指定管理者制度の趣旨である利用者サービスの向上と施設の効率的運用の両立を図り、大阪府における男女共同参画社会づくりの拠点施設及び青少年センターとしての、ドーンセンターの利用促進を継続発展させる。

3) 期 間 平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

4) 共同体の指定管理者業務内容

- ・ドーンセンターの利用の承認、その取消しその他利用に関する業務
- ・ドーンセンターの維持及び補修に関する業務
- ・情報ライブラリーの運営に関する業務
- ・人材情報データベースの管理運営に関する業務
- ・施設全体の情報発信及び広報PRに関する業務
- ・NPO協同フロアの運営に関する業務
- ・一時保育業務
- ・上記に掲げるもののほか、大阪府が特に必要と認める業務

貸借対照表

No. 1

会計区分 全体

平成30年03月31日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	529, 280	499, 850	29, 430
普通預金	38, 998, 773	46, 279, 073	△7, 280, 300
郵便振替	2, 531, 846	1, 589, 124	942, 722
未収金	62, 679, 718	147, 266, 845	△84, 587, 127
前払金	1, 174, 045	1, 433, 705	△259, 660
立替金	24, 380	0	24, 380
流動資産合計	105, 938, 042	197, 068, 597	△91, 130, 555
2. 固定資産			
(1) 基本財産	100, 000, 000	100, 000, 000	0
(2) 特定資産	11, 309, 954	14, 411, 862	△3, 101, 908
(3) その他の固定資産	3, 301, 128	3, 301, 128	0
固定資産合計	114, 611, 082	117, 712, 990	△3, 101, 908
資産合計	220, 549, 124	314, 781, 587	△94, 232, 463
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	13, 666, 007	18, 154, 457	△4, 488, 450
未払法人税等	70, 000	70, 000	0
未払消費税等	2, 308, 500	1, 266, 800	1, 041, 700
短期借入金	25, 000, 000	120, 000, 000	△95, 000, 000
前受金	124, 000	0	124, 000
預り金	6, 995, 439	2, 379, 022	4, 616, 417
流動負債合計	48, 163, 946	141, 870, 279	△93, 706, 333
2. 固定負債			
退職給付引当金	6, 660, 030	6, 700, 780	△40, 750
固定負債合計	6, 660, 030	6, 700, 780	△40, 750
負債合計	54, 823, 976	148, 571, 059	△93, 747, 083
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	100, 000, 000	100, 000, 000	0
大阪府寄附金	100, 000, 000	100, 000, 000	0
(うち基本財産への充当額)	(100, 000, 000)	(100, 000, 000)	(0)
2. 一般正味財産	65, 725, 148	66, 210, 528	△485, 380
(うち特定資産への充当額)	(11, 309, 954)	(14, 411, 862)	(△3, 101, 908)
正味財産合計	165, 725, 148	166, 210, 528	△485, 380

貸借対照表

No. 2

会計区分 全体

平成30年03月31日 現在 (単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
負債及び正味財産合計	220, 549, 124	314, 781, 587	△94, 232, 463

正味財産増減計算書

No. 1

会計区分 全体

事業区分 全体

平成29年04月01日 から 平成30年03月31日 まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	2,528,835	800,000	1,728,835
受取会費	685,000	451,000	234,000
事業収益	4,382,835	3,483,127	899,708
受託金収益	171,245,508	244,994,302	△73,748,794
受取助成金	0	1,000,000	△1,000,000
負担金収益	42,660,000	44,520,000	△1,860,000
受取寄附金	402,054	1,028,156	△626,102
雑収益	1,126,275	14,841	1,111,434
受取分配金	22,238	0	22,238
経常収益計	223,052,745	296,291,426	△73,238,681
(2) 経常費用			
事業費	194,396,837	274,116,937	△79,720,100
管理費	29,071,288	29,523,517	△452,229
経常費用計	223,468,125	303,640,454	△80,172,329
当期経常増減額	△415,380	△7,349,028	6,933,648
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△415,380	△7,349,028	6,933,648
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	△485,380	△7,419,028	6,933,648
一般正味財産期首残高	66,210,528	73,629,556	△7,419,028
一般正味財産期末残高	65,725,148	66,210,528	△485,380
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
III 正味財産期末残高	165,725,148	166,210,528	△485,380

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

① 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券については、移動平均法による原価法を採用している。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期において発生していると認められる額を計上している。

③ 消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は税込み方式によっている。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	0	50,000,000	0	50,000,000
有価証券	100,000,000	0	50,000,000	50,000,000
小計	100,000,000	50,000,000	50,000,000	100,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	6,700,780	1,794,750	1,835,500	6,660,030
施設運営積立預金	7,711,082	46	3,061,204	4,649,924
小計	14,411,862	1,794,796	4,896,704	11,309,954
合計	114,411,862	51,794,796	54,896,704	111,309,954

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	50,000,000	50,000,000	0	0
有価証券	50,000,000	50,000,000	0	0
小計	100,000,000	100,000,000	0	0
特定資産				
施設運営積立預金	4,649,924	0	4,649,924	0
退職給付引当資産	6,660,030	0	0	6,660,030
小計	11,309,954	0	4,649,924	6,660,030
合計	111,309,954	100,000,000	4,649,924	6,660,030

4 担保に供している資産

該当なし

5 保証債務等の偶発債務

該当なし

6 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	帳簿価額	時価	評価損益
利付国債	100,000,000	104,100,000	4,100,000
合 計	100,000,000	104,100,000	4,100,000

7 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
該当なし

8 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
該当なし

9 関連当事者との取引の内容
該当なし

10 退職給付関係

① 採用している退職給付制度の概要
退職一時金制度を設けている。

② 退職給付債務及びその内訳

(単位:円)

退職給付債務	6,660,030
退職給付引当金	6,660,030

③ 退職給付費用に関する事項

(単位:円)

勤務費用	1,794,750
退職給付費用	1,794,750

④ 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
規程に基づく期末要支給額を基礎として計算している。

附属明細書

1. 基本財産および特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表の注記に記載している。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	6,700,780	1,794,750	1,835,500	0	6,660,030

§ 5 参考資料

設立趣意書

1975年の「国際婦人年」及びこれに続く「国連婦人の10年」を契機として、世界各国では、女性の地位向上や女性に対するあらゆる差別の撤廃に向けての取り組みが積極的に進められてきました。

我が国においても、男女雇用機会均等法の制定をはじめ国内関係法の整備を行い、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するとともに、新国内行動計画を策定し、女性関係施策を推進しております。

大阪府においても第1期、第2期行動計画に続き、平成3年9月には第3期行動計画「女と男のジャンプ・プラン」を策定し、知事を本部長とする大阪府女性政策企画推進本部のもとに女性問題の解決を図るための施策を積極的に推進しております。

大阪が地球時代にふさわしく、人間と自然の調和を保ち、かつ文化の薫り高い国際都市へ発展していくためには、男女が共に人間として尊重され、性差にとられることなく、豊かな人間関係のなかで、人生のあらゆる段階で支えあうことのできる社会、即ち、男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加・参画に基づく男女協働社会を実現することが不可欠であります。

しかしながら、男女の固定的な役割分担意識はまだ根強く、男女の自立及びあらゆる分野への対等な参加・参画を不十分なものとしています。また、近年における高齢化、情報化、国際化等の急激な進展により、女性問題に係る新たな課題が生じてきております。

男女協働による真に豊かな社会を実現するためには、行政の力だけで達成できるものではなく、民間においても女性問題の解決に向けて社会的な気運の醸成を図るとともに、企業、民間団体さらには府民一人ひとりが知恵と創意を発揮して積極的な活動を展開することが重要です。

財団法人大阪府男女協働社会づくり財団は、そうした行政並びに府民、民間団体等が連携した多様な活動を効果的に推進するために中心的な役割を果たすとともに、男女の自立とあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進するため、情報の収集及び提供に関する事業、能力開発に関する事業、女性の抱える問題に関する相談事業、女性の交流の促進並びに文化及び表現活動の支援に関する事業、調査研究及び啓発学習に関する事業、女性の健康に関する事業及びドーンセンター（大阪府立女性総合センター）の管理運営を行うこと等により、男女協働社会の実現に寄与することを目的として設立するものであります。

平成6年4月1日

財団法人大阪府男女協働社会づくり財団

（平成15年4月1日 財団法人大阪府男女共同参画推進財団に名称変更）

（平成22年4月1日 財団自立化）

（平成24年4月1日 一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団に移行、設立）

定 款

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この法人は、一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団と称する。
愛称を「ドーン財団」とする。

（事務所）

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。
2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第 3 条 この法人は、男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進する事業を行い、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）男女共同参画社会の実現に資する情報収集・提供及び調査研究事業
- （2）男女共同参画社会の実現に資する啓発学習事業
- （3）女性の抱える問題に関する相談事業
- （4）女性の能力開発・ネットワーク事業
- （5）女性に対する暴力対策等人材養成支援事業
- （6）女性による文化表現活動支援事業
- （7）女性の健康支援事業
- （8）国際交流事業
- （9）次世代育成事業
- （10）女性関連施設における事業及び施設の管理運営に関する事業
- （11）女性関連団体における事業及び団体運営に関する受託事業
- （12）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 上記事業の内、公益目的支出計画事業は大阪府において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

（基本財産）

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。
2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に、評議員4名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第173条から第199条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法人
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同等に取り扱われている者
- (3) 一般法人若しくは会社法の規定に違反し、または民事再生法、外国倒産処理手続の援助に関する法律、会社更生法若しくは破産法に定める罪を犯し、刑を処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 前項に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 当該法人又はその子法人の理事、監事又は使用人

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任

期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する費用の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員等に対する費用の支給の基準

- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第18条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、必要に応じて1名の常務理事を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、理事会の決議を持って、他の理事から同法第91条第1項第2号の業務執行理事に選定することができる。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 役員の資格は第10条第1項第2号を適用する。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に綿密な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務と権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事長及び常務理事及び常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 その他の役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

(役員の責任の免除又は限定)

第28条 この法人は、理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条に

において準用される第 113 条第 1 項で定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第 31 条 理事会は、定時理事会として毎事業年度 6 月と 3 月に 2 回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が、副理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき、理事長に事故があるときは、副理事長が職務を代行するが、副理事長が選任されていない場合は、理事の中から互選にて議長の職務を代行する者を選出する。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 35 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 36 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 事務局

（事務局の設置）

第 38 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には事務局長及び必要な職員を置く。

3 職員は理事長が任免する。

第 9 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 39 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 10 条についても適用する。

（合併等）

第 40 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部間は他一部を譲渡することができる。

（解散）

第 41 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 202 条に定める事由その他法令に定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）

第 42 条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の議決により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 10 章 公告の方法

（公告の方法）

第 43 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

（備え付け書類及び帳簿）

第 44 条 この法人の主たる事務所には次に掲げる書類及び帳簿を備えて置かなければならない。

- （1）定款
- （2）評議員会及び理事会の議事録
- （3）事業計画及び収支予算の書類
- （4）事業報告及び決算の書類
- （5）公益目的支出計画実施報告書
- （6）その他法令で定める書類及び帳簿

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則 (施行日など)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、時岡禎一郎とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
尼 川 洋 子
上 田 理恵子
高 田 昌 代
早 瀬 昇
松 尾 園 子
- 5 この定款は平成24年4月1日から施行する。
- 6 この定款は平成24年10月1日から施行する。
- 7 この定款は平成27年4月1日から施行する。
- 8 この定款は平成27年7月1日から施行する。
- 9 この定款は平成28年4月1日から施行する。

別表 資産

財産種別	場所物量等	
有価証券 (基本財産)	利付国債 (時価)	50,760,000
	大阪府債 (時価)	50,685,000
	定期預金	55,000

一般財団大阪府男女共同参画推進財団のあゆみ

平成6年度	4. 1	財団法人大阪府男女協働社会づくり財団設立 (理事長：谷川秀善 事務所：大阪府立婦人会館内)
	5. 11	第1回理事会開催
	6. 18	財団設立記念イベント（ウィメンズフォーラム）の開催
	6. 20	第2回理事会開催（理事長に吉沢健就任）
	7. 29	ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）竣工
	8. 8	大阪府から財団へ施設引き継ぎ
	8. 29	財団事務所移転（ドーンセンター内）
	10. 27	第1回ドーンセンター運営推進委員会開催
	11. 7	開館記念式典
	11. 11	オープニングイベント開催（～11. 13）
	11. 26	大阪国際女性フォーラム開催（～11. 27）
	2. 27	第2回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3. 17	第3回理事会開催
平成7年度	6. 29	第4回理事会開催
	7. 17	第3回ドーンセンター運営推進委員会開催
	11. 10	ドーンフェスティバル（1周年事業）の開催（～11. 12）
	11. 30	第4回ドーンセンター運営推進委員会開催
	2. 29	第5回ドーンセンター運営推進委員会開催
平成8年度	3. 28	第5回理事会開催
	6. 21	第6回理事会開催
	7. 15	第6回ドーンセンター運営推進委員会開催
	11. 8	ドーンフェスティバルの開催（～11. 10）
	12. 16	第7回ドーンセンター運営推進委員会開催
	12. 19	ドーンセンター来館者100万人突破
	2. 24	第8回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3. 28	第7回理事会開催
平成9年度	6. 24	第8回理事会開催
	7. 16	第9回ドーンセンター運営推進委員会開催
	7. 31	第9回理事会開催
	10. 21	第10回理事会開催（理事長に松廣屋慎二就任）
	10. 27	ドーンセンター運営推進委員会施設運営部会開催
	10. 28	ドーンセンター運営推進委員会事業推進部会開催
	11. 7	ドーンフェスティバルの開催（～11. 8）
	12. 26	第11回理事会開催
	2. 23	第10回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3. 28	第12回理事会開催
平成10年度	4. 16	第13回理事会開催

	6. 26	第 1 4 回理事会開催
	7. 24	第 1 1 回ドーンセンター運営推進委員会開催
	11. 6	ドーンフェスティバルの開催（～11. 7）
	12. 8	第 1 2 回ドーンセンター運営推進委員会開催
	2. 26	第 1 3 回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3. 18	第 1 5 回理事会開催
平成 1 1 年度	5. 1	第 1 6 回理事会開催
	6. 21	第 1 7 回理事会開催
	7. 16	第 1 4 回ドーンセンター運営推進委員会開催
	8. 31	第 1 8 回理事会開催（理事長に木村良樹就任）
	10. 4	ドーンセンター運営推進委員会施設運営部会開催
	10. 7	ドーンセンター運営推進委員会事業推進部会開催
	11. 11	ドーンフェスティバル（女性センターフォーラム）の開催（～11. 11）
	2. 24	第 1 5 回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3. 31	第 1 9 回理事会開催
平成 1 2 年度	4. 23	平成 1 2 年「女性週間全国会議」開催（～4. 24）
	5. 2	第 2 0 回理事会開催
	6. 26	第 2 1 回理事会開催
	7. 3	第 1 6 回ドーンセンター運営推進委員会開催
	8. 31	第 2 2 回理事会開催（理事長に梶本徳彦就任）
	9. 26	第 2 3 回理事会開催
	11. 9	ドーンフェスティバル（男女共同参画フォーラム）の開催（～11. 10）
	11. 21	第 1 7 回ドーンセンター運営推進委員会開催
	12. 1	第 2 4 回理事会開催
	2. 17	ドーンフェスティバル（2 1 世紀へ夢描くグループフェスタ 2001）の開催
	2. 26	第 1 8 回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3. 29	第 2 5 回理事会開催
平成 1 3 年度	5. 7	第 2 6 回理事会開催
	5. 24	第 1 9 回ドーンセンター運営推進委員会開催
	6. 29	第 2 7 回理事会開催
	8. 17	第 2 0 回ドーンセンター運営推進委員会開催
	11. 30	第 2 1 回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3. 8	第 2 2 回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3. 9	ドーンフェスティバル 2 0 0 2 の開催
	3. 28	第 2 8 回理事会開催
平成 1 4 年度	4. 24	第 2 9 回理事会開催（理事長に山登敏男就任）
	6. 25	第 3 0 回理事会開催（財団名称の変更の承認）
	7. 30	第 2 3 回ドーンセンター運営推進委員会開催
	11. 27	第 2 4 回ドーンセンター運営推進委員会開催
	2. 21	第 2 5 回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3. 26	第 3 1 回理事会開催

	3. 29	ドーンフェスティバル2003の開催
平成15年度	4. 1	財団名称を財団法人大阪府男女共同参画推進財団に変更
	4. 23	第32回理事会開催
	6. 6	ドーンセンター来館者400万人突破
	6. 26	第33回理事会開催
	7. 25	第26回ドーンセンター運営推進委員会開催
	12. 19	第27回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3. 5	第28回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3. 26	第34回理事会開催（財団「新・10年プラン」策定）
平成16年度	4. 1	理事長に時岡禎一郎就任
	4. 1	NPOとの協働専門委員会設置
	4. 20	第35回理事会開催
	6. 23	第29回ドーンセンター運営推進委員会開催
	6. 29	第36回理事会開催
	11. 12	女性エンパワメントフォーラム2004（ドーンセンター10周年記念事業）の開催（～11.13）
	12. 3	第30回ドーンセンター運営推進委員会開催
	1. 1	ドーンセンター運営推進委員会利用者団体登録審査部会設置
	3. 4	第31回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3. 24	第37回理事会開催
平成17年度	4. 22	第38回理事会開催
	6. 28	第39回理事会開催
	7. 1	第32回ドーンセンター運営推進委員会開催
	11. 11	第40回理事会開催
	12. 9	第33回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3. 10	第34回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3. 24	第41回理事会開催
	3. 28	「ドーン利用促進事業共同体」が大阪府から指定管理者に指定
平成18年度	4. 1	「ドーン利用促進事業共同体」が指定管理業務開始
	6. 23	第42回理事会開催
	6. 30	第35回ドーンセンター運営推進委員会開催
	12. 15	第36回ドーンセンター運営推進委員会開催
	12. 19	第43回理事会開催（「事業・NPO協働評価委員会」の設置）
	3. 13	第37回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3. 20	第44回理事会開催（財団「中期経営計画」策定）
平成19年度	4. 1	ドーンセンター事業・NPO協働評価委員会の設置
	6. 27	第45回理事会開催
	7. 6	第38回ドーンセンター運営推進委員会開催
	12. 21	第39回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3. 18	第40回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3. 28	第46回理事会開催

平成20年度	4.18	第47回理事会開催
	6.24	第48回理事会開催
	7.25	第49回理事会開催
	8.1	大阪府在住女性からの寄附金をもとに「はなみずき基金」設置
	8.1	第41回ドーンセンター運営推進委員会開催
	12.19	第42回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3.24	第50回理事会開催（「第一次自立化プラン」策定）
	3.25	第43回ドーンセンター運営推進委員会開催
平成21年度	4.24	第51回理事会開催
	6.19	第52回理事会開催
	7.3	第44回ドーンセンター運営推進委員会開催
	12.3	第53回理事会開催
	2.19	第54回理事会開催
	3.11	第55回理事会開催
	3.19	第45回ドーンセンター運営推進委員会開催
	3.30	第56回理事会開催（「第二次自立化プラン」策定）
平成22年度	4.1	財団「自立化」スタート
	6.18	第57回理事会開催
	9.17	第58回理事会開催
	1.9	配偶者暴力等被害者支援緊急対策事業（パープルダイヤル—性暴力・DV 電話相談—）事業落札（2/8～3/27）
	1.11	東大阪市立男女共同参画センター（イコーラム）指定管理者に指定
	1.14	第59回理事会開催
	2.16	第60回理事会開催（一般財団法人への移行方針承認）
	3.16	「ドーン運営共同体」が大阪府からドーンセンター指定管理者に指定
	3.23	第61回理事会開催（「第二次自立化プラン（改定版）」策定）
平成23年度	4.1	東大阪市立男女共同参画センター（イコーラム）指定管理業務開始 「ドーン運営共同体」が指定管理業務開始
	6.1	第62回理事会開催
	7.1	評議員選定委員会の開催
	7.15	第63回理事会開催
	10.20	第64回理事会開催
	12.20	東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力（集中）相談事業落札
	1.13	第65回理事会開催
	3.21	平成24年度東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業落札
	3.22	第66回理事会開催
平成24年度	4.1	一般財団法人に移行
	5.10	配偶者からの暴力被害者のための官官・官民連携推進ワークショップ事業落 札
	5.29	第1回理事会開催
	6.1	理事の業務担当制導入

「中期経営プラン（平成24年度～平成27年度）」策定

平成25年度	6.15	第1回評議員会開催
	7.21	第2回理事会開催
	9.19	第2回評議員会開催
	9.28	第3回理事会開催
	10.1	登記上の主たる事務所地の変更（大阪市北区）
	12.17	男女共同参画センター等における性犯罪被害者支援体制整備促進事業落札
	2.13	第4回理事会開催
	3.5	ポジティブ・アクション展開事業受託決定
	3.13	第5回理事会開催
	3.21	平成25年度東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業落札
	3.26	大阪府男女共同参画推進事業（平成25年度～平成27年度）落札
	3.27	第3回評議員会開催
	5.21	第6回理事会開催
	6.12	第4回評議員会開催
	6.12	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業落札
	9.5	性犯罪被害者支援に関する地方公共団体の男女共同参画部門における地域連携のあり方に関する調査研究落札
	9.25	第7回理事会開催
	10.23	第5回評議員会開催
	12.4	性犯罪被害者支援体制整備促進事業落札
	1.21	東大阪市立男女共同参画センター（イコーラム）指定管理者（平成26年度～平成30年度）に指定
	2.18	第8回理事会開催
	3.11	平成26年度東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業落札
	3.12	第9回理事会開催
	3.25	第6回評議員会開催
平成26年度	5.8	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業随意契約（落札不調随契）
	5.30	第10回理事会開催
	6.18	第7回評議員会開催
	6.18	第11回理事会開催
	8.8	地域女性活躍加速化交付金交付決定
	9.25	第12回理事会開催
	10.8	若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業落札
	10.25	財団設立20周年記念イベント（ドーンと未来へ）開催
	11.15	ドーンフェスティバル2014（～11.16）
	12.25	性犯罪被害者支援体制整備促進事業落札
	2.18	第13回理事会開催
	3.13	第14回理事会開催

平成 27 年度	3. 18	平成 27 年度東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業落札
	3. 25	第 8 回評議員会開催
	3. 25	愛称（ドーン財団）を決定
	4. 1	「はなみずき女性支援センター」開設
	4. 23	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業落札
	6. 2	第 15 回理事会開催
	6. 17	第 9 回評議員会開催
	7. 14	性犯罪被害者等のための総合支援モデル事業落札
	8. 10	平成 26 年度補正予算地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業受託
	10. 9	第 16 回理事会開催
平成 28 年度	11. 25	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業落札
	11. 27	第 17 回理事会開催
	12. 9	第 10 回評議員会開催
	1. 27	第 18 回理事会開催
	3. 16	「ドーン運営共同体」が大阪府からドーンセンター指定管理者（平成 28 年度～平成 32 年度）に指定
	3. 17	第 19 回理事会開催
	3. 23	平成 28 年度東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業落札
	3. 24	第 11 回評議員会開催
	3. 28	財団事務所をドーンセンターから大手前センタービルに移転 （新事務所での正式な運用開始は平成 28 年 4 月 1 日）
	4. 22	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業落札
平成 29 年度	6. 3	第 20 回理事会開催
	6. 24	性犯罪被害者等のための総合支援モデル事業落札
	6. 29	第 12 回評議員会開催 第 13 回評議員会開催 第 21 回理事会開催 理事長時岡禎一郎退任 理事長に段林和江就任
	10. 19	熊本地震による配偶者からの暴力等の相談機能緊急強化等事業落札
	11. 9	第 22 回理事会開催
	11. 15	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業落札
	11. 18	第 14 回評議員会開催
	3. 22	第 23 回理事会開催
	3. 24	第 15 回評議員会開催
	3. 28	平成 29 年度東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業落札

- 6. 21 第 1 6 回評議員会開催
- 10. 20 若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業落札
- 10. 20 性犯罪被害者等支援体制整備促進事業事業落札
- 1. 26 第 2 5 回理事会開催
- 3. 14 第 2 6 回理事会開催
- 3. 20 第 1 7 回評議員会開催
- 3. 20 平成 3 0 年度東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業落札



2017 Year's Report : 平成 29 年度 事業報告書

発行：ドーン財団（一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団）

〒540-0008 大阪府中央区大手前 1-2-15

大手前センタービル 12 階

事務局

総務担当 TEL 06-6910-8625 FAX 06-6910-8624

事業担当 TEL 06-6910-8615

発行日：平成 30 年 6 月

頒布価格 500円